

市道松根羽黒線田沢川橋橋梁補修工事（第2工区）工事設計書

工 事 番 号		施 工 年 度	令和 7 年度
工 事 名 称	市道松根羽黒線田沢川橋橋梁補修工事（第 2 工区）		
工 事 場 所	鶴岡市 黒川 地内		
施 工 主		工事概要 橋梁補修工 構造物補修工 N=1橋 鋼部材再塗装 A=863m2 高力ボルト取替工 N=2本 支承補修工 N=12基 足場工 一式	
設 計 区 分			
路 線 名			
工 事 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
工 事 日 数	日		
部 課 名			
積 算 担 当	令和 7 年 4 月単価		
合 計 額			
工 事 価 格			
消 費 税 相 当 額			

本 工 事 内 訳 書

工 事 区 分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費	橋梁保全工事					週休2日 月 単 位	労務費 1.04 機械賃料 1.02	
	構造物補修工			式	1			
		ひび割れ補修工（充てん 工法）	20m未満(1構造物当り補 修延べ延長)	式	1			第 1号単価表
		ひび割れ補修工(低圧注 入工法)	25m未満(1構造物当り補 修延べ延長)	式	1			第 2号単価表
		断面修復工(左官工法)	鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理 無し	式	1			0.1m ³ 未満(1構造物当り延べ体積) 第 3号単価表
		断面修復工(左官工法)	鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理 有り、V=0.4m ³	式	1			0.1m ³ 以上(1構造物当り延べ体積) 第 4号単価表
		コンクリート処理	殻処理・運搬 L=4.6km	m ³	0.4			第 5号単価表
	排水装置補修工			式	1			
		現場発生品及び支給品運 搬	トラックベ-ストラック2t級、吊能 力2.9t、無し	t	1			
		スクラップ費	特級B 山形単価	t	0.1			
		排水管設置工	鋼 管	m	12			※施工パッケージによる 第 6号単価表
		六角ボルト	SUS304 M10×20mm	本	24			
		溶融亜鉛メッキ費	HDZT77	t	0.2			

本 工 事 内 訳 書

工 事 区 分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	鋼部材再塗装工			式	1			
		橋梁塗装工 塗替塗装 昼間	清掃・水洗い 制約無	m ²	863			第 7号単価表
		橋梁塗装工 素地調整	循環式ブラスト工法参考	m ²	863			協会歩掛参考 第 8号単価表
		橋梁塗装工 塗替塗装 昼間	研削材及びケレンかす回収 ・積込工 制約無	m ²	863			第 9号単価表
		曲面仕上	R=2mm以上	m	656			東日本高速道路参考 第 10号単価表
		橋梁塗装工 塗替塗装 下塗り塗装 昼間	有機ゾンクリッチペイント はけ ・ローラー I 制約無	m ²	863			第 11号単価表
		橋梁塗装工 塗替塗装 下塗り塗装 昼間	弱溶剤形変性エポキシ樹脂 塗料 はけ・ローラー2層 制	m ²	863			第 12号単価表
		橋梁塗装工 塗替塗装 中塗り塗装 昼間	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 用 はけ・ローラー 赤系 制	m ²	863			第 13号単価表
		橋梁塗装工 塗替塗装 上塗り塗装 昼間	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 はけ・ローラー 赤系 制約	m ²	863			第 14号単価表
		現場発生品及び支給品運搬	トラックベーストラック2t級、吊能力2.9t、無し	t	1			
		サンドブラスト	管理型埋立	t	1			
		産業廃棄物税相当額	最終処分 埋立	t	1			
	高力ボルト取替工			式	1			

本 工 事 内 訳 書

工事区分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
		高力ボルト取替工		本	2			第 15号単価表
		摩擦接合用高力ボルト(トルシ 7)	S10T M22×65	組	1			
		摩擦接合用高力ボルト(トルシ 7)	S10T M22×85	組	1			
		ピンテール仕上げ工		本	2			第 16号単価表
	支承補修工			式	1			
		支承金属溶射工 プラスト法 注入有 昼間	線・支承板 1500 制約無	基	12			
		橋梁塗装工 新橋・新橋 継手部現場塗装工 昼間	研削材及びケレンかす回収 ・積込工 制約無	m ²	2			第 17号単価表
	銘板工			式	1			
		補修歴版	SUS 幅400×高300×厚3mm, 取付金具含む	枚	1			
	仮設工			式	1			
		吊足場 桁高 h<1.5m	X=3.5ヶ月 k1=1.1 タイプA1	m ²	564			
		床面シート張	X=3.5ヶ月 k1=1.1	m ²	564			
		枠組足場	X=0.2ヶ月 k1=1.0 k2=1.3 タイプG	掛m ²	41			

本 工 事 内 訳 書

工 事 区 分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	交通管理工			式	1			
		交通誘導警備員B		人				
	直接工事費計							
	共通仮設費計							
	安全費			式	1			第 12号内訳書
	技術管理費			式	1			第 14号内訳書
	共通仮設費			式	1			
	現場環境改善費			式	1			第 16号内訳書
	純工事費							
	現場管理費			式	1			
工事原価								
	一般管理費		(契約保証費含む)	式	1			発注者が金銭的保証を必要とする
工事価格								

[illegible][illegible]

第 12号				安全費			1式当たり	内訳書
名	称	規	格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
鉛対応環境対策資機材		協会参考		式	1			第 18号単価表
鉛対応安全衛生保護具		協会参考		式	1			第 19号単価表
計								

第 14号

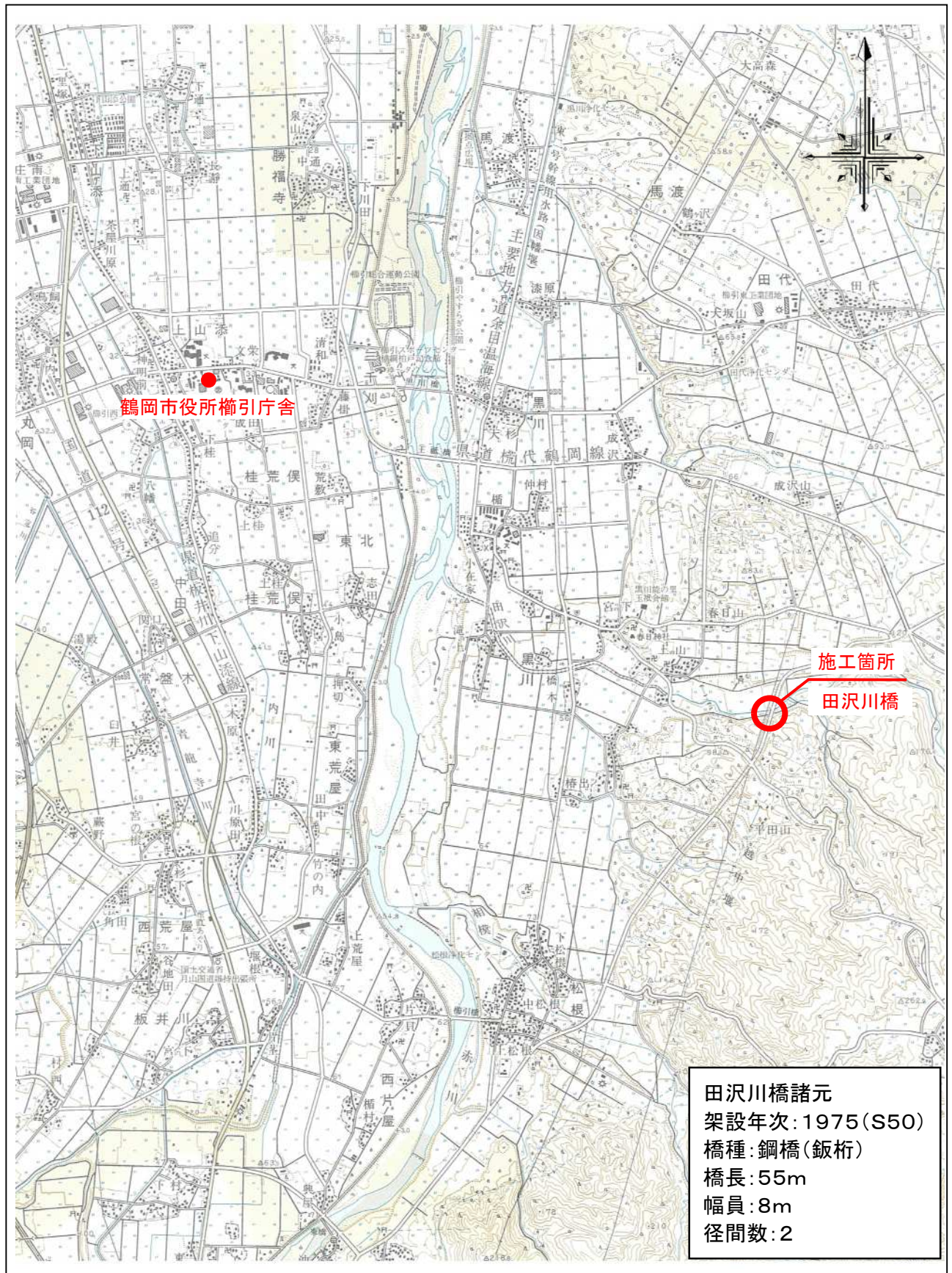
1式当たり

内訳書

技術管理費

[illegible]

位置図 S=Free



鶴岡市建設部土木課

土木工事特記仕様書

市道松根羽黒線田沢川橋橋梁補修工事(第2工区)

1. 共通仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、「山形県県土整備部制定共通仕様書(土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値、参考資料)令和6年4月」にもとづき実施しなければならない。

仕様書の記載内容の優先は「特記仕様書」、「共通特記仕様書」、「共通仕様書」の順とする。

なお、令和6年4月以降に一部改訂された内容は以下のホームページに掲載されているので、最新版を適用するものとする。

※共通仕様書の一部改訂内容は以下ページから確認できます。

山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp>)

→ 県政情報 → 山形県の紹介 → 組織案内 → 県土整備部 → 建設企画課

→ 共通仕様書(土木工事)

2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

第1編 共通編

第1章 総則

~~1-1. 余裕期間制度~~

1-2. 監理技術者の専任義務の緩和に係る取扱い

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という)の配置を行う場合は、「鶴岡市発注工事における監理技術者及び監理技術者を補佐する者の取扱いについて」によるものとする。
2. 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

1-3. 工事種別

工事種別は、一般土木工事(橋梁保全工事)とする。

1-4. 工事の下請け

受注者は、下請け契約の請負金額によらず工事の一部を下請負に付する場合は、下請計画(変更)報告書、下請け業者一覧表及び当該工事に係る下請け契約書の写しを提出しなければならない。また施工体制台帳及び体系図を作成し、速やかに監督職員に提出しなければならない。

なお、下請計画(変更)報告書が提出されずに下請負業者が施工している場合は、工事の一時中止を命じる場合もありうる。

1-5. 技術者の専任期間

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、落札決定後、監督職員との協議により定める。
2. 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

~~1-6. 舗装技術者の配置~~

~~1-7. 鋼橋塗装技能士の配置~~

1-8. 標準断面での発注

標準断面で発注された工事は現況を測量し、側溝(水路)縦断計画及び舗装面積の展開図等の施工図を作成し、監督職員と協議の上、承諾を得ること。監督職員の承諾を得る前に、工事着工している場合は、工事の一時中止及び改造を命じる場合もありうる。なお、承諾の回答には、発注者側での検討があるため、1週間程度見込むこと。

また、計画時には路面排水を考慮するとともに、上下流の側溝勾配等を必ず調査し、流入、流出先の排水路等も調査すること。

1-9. 設計変更の手続き

設計変更については、建設工事請負契約約款及び土木工事共通仕様書によるところであるが、その基本的な考え方や手続きについては、「土木工事施工円滑化関係集(令和2年12月改訂)山形県土木工事施工円滑化推進会議」の第1章「設計変更ガイドライン」及び第3章「工事一時中止に係るガイドライン」によるものとする。

1-10. 揚重作業機械について

揚重作業機械は、クレーン車又はクレーン機能付バックホーを標準とする。やむを得ず、その他の機械を使用する場合は、書面により監督職員の承諾を得ること。

1-11. 沿線住民への周知

工事着工前に施工箇所を示した住宅地図を添付した工事のお知らせを作成し、監督職員の承諾後に地元の町内会長と沿線住民に配布すること。また、全面通行止めで施工を行う際には、前もって予告看板等を設置し周知を図るとともに、関係機関(幼稚園、保育園、デイサービス等)に通知すること。

~~1-12. 官民境界~~

1-13. 工事支障物件について

1. 地下埋設物等

- (1) 現況測量時に周囲の状況(電力、NTTなどの架空電線)を確認し、埋設物に関しては、必ず地下埋設物証明申請書兼証明書により確認すること。
 - (2) 必要に応じて試掘を行い、地下埋設物等の種類、位置等を調査し地下埋設物等との離隔を、図面及び写真等により監督員に報告すること。
 - (3) (2)の結果、施工に支障する場合、監督員より地下埋設物等の施設管理者へ移設依頼し、施設管理者の支障物件移設工事完了後、本工事に着手すること。
2. 施工にともなって支障となる物件(公共汚水桝、量水器など)が判明した場合は、設計図書に関して、すみやかに監督員と協議しなければならない。

1-14. 工事現場発生品(工事現場再使用品)

従来施設の撤去により発生した二次製品等については、監督職員と処理方法及び数量確認について協議を行うこと。協議内容について工事打合簿により記録し提出すること。

1-15. 建設副産物関係

1. 本工事により発生する特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材)は、再資源化施設に搬出するものとする。特に、下記に示す特定建設資材廃棄物の搬出先はそれぞれ次の条件も満たすものとする。

【コンクリート塊】

規格品の再生クラッシャーラン(RC-40)として再資源化している再資源化施設

【アスファルト塊】

再生加熱アスファルト混合物の原材料として再利用している再資源化施設(アスファルトプラントでなくても、そのアスファルト塊が、最終的に再生加熱アスファルト混合物として利用されることが確認できる施設でも可)

2. 建設リサイクル法第6条に規定する「建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担」に基づき、条件明示する特定建設資材廃棄物の搬出施設は、下記のとおりである。なお、搬出完了後、産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

【コンクリート塊】

設計	①受入場所	②再資源化施設名	③受入時間
	鶴岡市西目字山田森 28-1	小野寺建設(株)	8:00～17:00
	鶴岡市斎藤川原字石川端 77-1	田川砂利工業(株)	8:00～17:00
	鶴岡市勝福寺字根木瀬 158-1	鶴岡建設(株)	8:00～17:00
	鶴岡市大字馬町宮ノ腰 115	(株)三浦土建	8:00～17:00
	鶴岡市藤島字西細杖 262-2	日本海アスコン共同企業体	8:00～17:00
	鶴岡市柳久瀬字武良免 17-7	(株)青木建材	8:00～17:00
○	鶴岡市田代字広瀬 16-2	(株)渡会電機土木	8:00～17:00

【アスファルト塊】

設計	①受入場所	②再資源化施設名	③受入時間
	鶴岡市勝福寺字根木瀬 158-1	鶴岡建設(株)	8:00～17:00
	鶴岡市藤島字西細杖 262-2	日本海アスコン共同企業体	8:00～17:00

【舗装版切断時に発生する濁水】

設計	①受入場所	②再資源化施設名	③受入時間
	東田川郡庄内町堤興屋字中島 38	(株)安藤組	8:00～17:00

- 受注者は、自らの都合により、前項の条件明示事項と別の方法等による場合においては、土木工事共通特記仕様書第1編共通編1-1-12建設副産物第2項に規定する契約前の説明において説明を行うものとする。なお、この場合において、搬出予定の再資源化施設が第1項に規定する条件を満たすことを証する書類等の提出を求められた場合は、速やかにこれを提出しなければならない。また、この場合であっても、設計図書の変更は行わないものとする。
- 受注者は、建設リサイクル法第18条第1項の規定により、特定建設資材(コンクリート、アスファルト、木材)廃棄物の再資源化等が完了した場合、共通仕様書で定める建設廃棄物処理結果報告書に特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用を追記し、監督職員に提出しなければならない。
- 受注者は、建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物、土砂、砕石等)を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、「再生資源利用計画書」を施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、法令に基づき、「再生資源利用計画書」を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 受注者は、建設副産物(コンクリート塊、建設発生木材、アスファルトコンクリート塊、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、建設発生土等)を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、「再生資源利用促進計画書」を施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、法令に基づき、「再生資源利用促進計画書」を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかに、実施状況を記録した「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。
なお、『建設副産物情報交換システム-COBRIS-』((財)日本建設情報総合センターWeb 版入力システム)に登録する場合は監督職員の承諾を得ること。
- 建設資材廃棄物の搬出時には、過積載を防止し、運搬車輛に「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」により、産業廃棄物運搬の表示及び書面を備え付けること。

1-16. 中間検査

本工事では、次の段階において中間検査を実施するものとする。

工 種	実施段階	実施回数
橋梁下部	吊足場撤去前	1回

1-17. 履行報告

受注者は、当初の請負代金が1件1,000万円以上の工事については、毎月の履行状況を工事履行報告書(鶴岡市、様式第10号の3)により監督職員に提出しなければならない。

1-18. 前金払について

1. 中間前金払

契約約款第36条第3項に基づき中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、中間前金払認定請求書(鶴岡市、様式第10号の2)に、監督職員の確認を受けた直近の工事履行報告書(鶴岡市、様式第10号の3)の写しを添えて提出するものとする。

2. 債務負担行為工事の前払金請求

~~本工事は令和7年度に渡り債務を負担する予算であるため、令和6年度内は前払金を請求することができないものとする。よって、本工事の前払金の請求及び支払は令和7年4月1日以降とする。~~

1-19. 工事名標示板に関する事項(安全確保関係)

工事名標示板に記載する、工事の種類及び工事内容の説明は次のとおりとする。なお、本工事は道路工事であることから、工事名看板記載の「工事期間」は交通上支障を与える実際の期間とする。

工事の種類	(例) 橋梁補修工事中
工事内容の説明	(例) 古くなった橋をなおしています

1-20. 交通安全に関する事項(交通安全管理関係)

1. 施工方法

本工事の施工にあたっては、片側交互通行により施工するものとする。

2. 交通誘導員の配置

交通管理に要する交通誘導員の配置計画は任意とする。なお、交通管理者との協議により配置計画について条件が付された場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。本工事では、工事期間中の交通整理として、交通整理員32名を計上している。

1-21. 事業損失に関する事項(環境対策関係)

1. 施工途中において、工事騒音、振動、地下水低下等の影響により、調査及び対策の必要が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。
2. 工事の施工に伴い、騒音振動の測定が必要になった場合は、監督職員と協議しなければならない。

1-22. 他工事との関連事項について(工程関係)

1. 別途発注の他工事について、本工事の施工に際して支障が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。

1-23. 施工時期、時間、施工方法の制限事項(工程関係)

1. 本工事の作業時間帯は、8:30～17:00とする。なお、受注者は、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は作業時間帯に関して、速やかに監督職員と協議しなければならない。

1-24. 災害時の協力体制

1. 緊急巡回

- I 緊急巡回とは、台風、豪雨、豪雪、地震等により、工事現場において災害が発生した場合又はそのおそれがある場合にその状況を把握し、適切な措置を講じるもので、監督職員の指示により巡回を行うものである。
- II 緊急巡回担当者は、工事現場の異常等を発見した場合には、速やかにその危険を防止するため、その場でとりうる適切な措置を講ずるとともにその状況について、監督職員に報告するものとする。
- III 緊急巡回にあたっては、写真撮影をし、日時及びその状況を記録しておくものとする。
- IV 緊急巡回中に事故が発生したときは、速やかにその状況を監督職員に報告しなければならない。

2. 災害時の協力体制と緊急時の諸作業

工事現場が災害等で被災した場合に備え、協力体制を確立するとともに、指示があった場合は、被害を最小限に抑えるため、緊急時における諸作業を実施する。

3. 緊急巡回及び緊急時の諸作業に関する詳細については、発注者・受注者双方の協議により行うものとする。

1-25. 事故報告

1. 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、第1報を直ちに監督職員へ電話にて通報するとともに、通報後速やかに工事事故報告書(山形県、参考様式5)を FAX、又は E-Mail により提出しなければならない。
2. 報告する事故の分類は、当該建設工事現場に係る「労働災害」、「もらい事故」、「死傷公衆災害」、「物損公衆災害」とし、事故の規模を問わず、すべて報告すること。
3. 工事事故報告書様式は、以下のホームページに掲載している。

山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp>)

→ 県政情報 → 山形県の紹介 → 組織案内 → 県土整備部 → 建設企画課
→ 共通仕様書(土木工事)

1-26. 工事写真に関する事項

1. 工事完成後、完成写真のデータを監督職員に提出すること。データの形式は、監督職員と協議すること。
2. 工事写真のデータは、監督職員の指示により提出を求める場合もありうる。

1-27. デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事(以下「対象工事」という。)とすることができる。対象工事では、以下の第1項から第4項の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下「使用機器」という)については、共通仕様書 写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、

「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」

(URL:<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>)

に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、

「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」

(URL:https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)

を参照とすること。ただし、この使用機器事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、前項の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、共通仕様書 写真管理基準「2-2 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、共通仕様書 写真管理基準(デジタル写真管理情報基準)に準ずるが、前項に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-4 写真の編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

1-28. 1日未満で完了する作業の積算

1. 「1日未満で完了する作業の積算」(以下「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。
2. 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について発注者と協議することができる。
3. 同一作業員の作業が他工種・細別の作業を組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
4. 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要と

なる根拠資料(日報、実際に費用がわかる資料等)を監督職員に提出すること。実際に費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

5. 「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
6. 1日未満積算基準「3. 判定方法 (3)判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う場合は、「1-19 施工箇所が点在する工事の積算」第1項の箇所とする。

1-29. 労働者確保に関する積算方法の施行工事

1. 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労働管理費」の下記に示す費用について(以下「実績変更対象間接費」という)、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書(山形県県土整備部)の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終清算変更時点で設計変更する施行工事である。

営 繕 費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る)

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2. 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(土木工事標準積算基準書に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。
 - (1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費
(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合:22.04%
 - (2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費
(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合:1.82%
3. 受注者は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
4. 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
5. 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、土木工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、すべての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
6. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
7. 受注者は、実績変更対象間接費に係る設計変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

1-30. 不可抗力による損害に関する事項

本工事における天災等は、共通仕様書第1編共通編第1章総則1-1-45第2項の各号に掲げる基準を超えるものとする。

1-31. 建設現場における遠隔臨場について

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場は、『建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）』（山形県県土整備部）の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場の適用

現場条件により遠隔臨場の適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用を選定することができる。受注者は適用する工種、確認項目に関する協議資料作成にあたり、『建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）』別表 1～3 を参考とする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会いでの確認

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を、Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものである。

（なお、ウェアラブルカメラ等の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。）

(2) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し、決定するものとする。下表に動画撮影用カメラ・Web 会議システム等に関する参考数値および発注者の標準的な通信環境の仕様を参考に示す。

動画撮影用のカメラに関する仕様

項目	仕様	備考
映像	画素数:640×480 以上	カラー
	フレームレート:15fps 以上	
音声	マイク:モノラル(1チャンネル)以上	
	スピーカ:モノラル(1チャンネル)以上	

Web 会議システムに関する仕様

項目	仕様	備考
通信回線速度	下り最大 500Mbps、上り最大 5Mbps 以上	
映像・音声	転送レート(VBR): 平均 1Mbps 以上	

画質・画素数と最低限必要な通信速度

画質	画素数	最低限必要な通信速度
360p	640×480	530 kbps
480p	720×480	800 kbps
720p	1280×1080	1.8 Mbps
1080p	1920×1080	3.0 Mbps
2160p	4096×2160	20.0 Mbps

※使用する機器の機能としては仕様を満たしていても、機器の設定により、使用を満たさない場合があるため、注意すること。(例: 使用する端末の画質を「高設定」にした場合は仕様を満たすが、「低設定」にした場合、仕様を満たさないことがあるため、端末画質を「高設定」にすること。)

発注者の標準的な通信環境の仕様

項目		仕様
通信プロトコル方式及び ポート番号	TCP	80、443
	UDP	なし
利用環境	OS	Windows10
	ブラウザ	Microsoft Edge、Google Chrome
	アプリケーション	ZOOM、Teams、Google Meet

(3) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(4) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、技術管理費に積上げ計上する。なお、詳細については、最新の遠隔臨場に関する事務連絡等を参照とすること。

(6) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『山形県建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準』等に従い、監督処分を実施する場合があります。

1-32. 週休2日確保工事(月単位)について

1. 本工事は4週8休以上の現場閉所を実施する発注者指定型の週休2日確保工事(月単位)である。実施にあたっては「鶴岡市建設工事週休2日(4週8休現場閉所)確保工事实施要領」に基づくため、詳細については、実施要領を確認すること。
2. 受注者は、確保工事を実施する場合は工事名標示板に週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示すること。明示の方法は右図を参考にするものとし、監督職員と協議し決定する。



1-33. ウィークリースタンス等の推進

本工事は、受発注者協力のもと、工事の円滑化と品質の向上を図るとともに、働き方改革を推進し、担い手確保に努めること目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、次の事項について工事着手前に受発注者間で共有し、工事を進めていくこととする。

1. 打合せ時間の配慮

受注者の移動時間が勤務時間外にならないよう配慮し、午後4時以降の打合せは行わない。

2. 作業依頼の配慮

- 1) 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- 2) 休前日(金曜日など)に休日明け日(月曜日など)が期限日の依頼をしない。
- 3) 受注者の定めるノー残業デーにかかわらず、定時間際や定時後に依頼をしない。

3. ワンデーレスポンスの再徹底

- 1) 問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

4. 留意事項

- 1) 緊急性を要する災害対応などにおいて、やむを得ず上記の原則に沿った対応ができない場合は、作業依頼時に受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。
- 2) 設計変更を伴う作業依頼については、「設計変更ガイドライン」に基づき適正に対応する。

1-34. その他

1. 工事費の増減を伴う変更が生じた場合、すみやかに監督職員に連絡し、指示をあおぐこと。了解を得ずに増工(増額)したものについては変更の対象としない。
2. 当初工程表より現場着工時期(実作業期間)に遅れが生じた場合は、現場着工前に変更工程表を作成し、監督職員に提出すること。
3. 当該工事期間中に、建設業退職金共済組合の証紙を追加購入した場合は、工事完成時に追加分の建設業退職金共済組合掛金収納書届を提出すること。また、工事完成時に建設業退職金共済組合の証紙の受払状況の確認できる書類を監督職員に提示すること。

第2章 土 工

~~2-1. 残土受入地~~

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

~~3-1. 配 合~~

第2編 材料編

第1章 一般事項

~~1-1. 指定材料の確認~~

1-2. 工事材料の確認

市が一括承認済みの資材については、承認図等の添付を省略することができる。一括承認済みの資材は発注担当部署にて確認すること。

1-3. 納入時の材料確認

使用材料は、納入された時点で必ずその品質や形状について適当なものか審査し、不良品は、返却等の処置を施すこと。検査時に不良品を発見した場合、撤去再設置等の手直しを指示する場合がある(例えば二次製品、路盤材料の入替えなど)。

第2章 土木工事材料

~~2-1. 再生資材の使用~~

~~2-2. 購入土~~

~~2-3. セメント~~

~~2-4. セメントコンクリート製品等~~

2-5. 建設資材調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
碎石	RC-40	庄内地区
碎石	M-40	庄内地区
土砂	山砂	庄内地区

第3編 土木工事共通編

第1章 総則

1-1. 段階確認

共通仕様書 第3編 共通編 1-1-2 監督職員による確認・立会等により指定された工種に、次の工種を追加するものとする。

種別	細別	確認時期
鋼部材再塗装工	素地調整	ケレン完了時
鋼部材再塗装工	現場塗装工	随時
橋梁支承工	支承防錆工	随時
構造物補修工	断面修復工・ひび割れ補修工	施工前箇所確認
構造物補修工	断面修復工・ひび割れ補修工	はつり完了・鉄筋防錆処理後

1-2. 工事中の安全確保

土木工事にあつては、共通仕様書 第1編 1-1-30 施工管理の規定に加え、以下の規定によらなければならない。請負者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号、令和元年9月2日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。なお、詳細については監督職員と協議を行うこと。

また、受注者は鶴岡警察署に申請する道路使用許可申請書の道路使用許可条件に従い、施工すること。

第2章 一般施工

2-1. 舗装切断工

2-2. 濁水処理

2-3. 舗装工

2-4. 瀝青材料の散布

2-5. 工事現場の現場環境改善費

1. 本工事は、工事の現場環境改善費を計上する工事である。

この現場環境改善とは、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ工事関係者の意識を高め、現場労働者の作業環境改善を行うものであり、受注者は、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事の円滑な執行を実施しなければならない。

2. 現場環境改善を行う内容は、……

●現場環境改善を行う内容は、下記の4計上費目ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の計5つの内容を選定のうえ、実施するものとする。

●現場環境改善を行う内容は、下記の4計上費目ごとに1内容ずつの計5つの内容を選定のうえ、実施するものとする。

計上費目	実施する内容(率計上分)
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の快適化、3. デザインボックス(交通誘導員待機室) 4. 現場休憩所の快適化、5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報機等)、3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む)、9. 社会貢献

3. 受注者は、具体的な実施内容と実施時期を事前に監督職員と協議し、その結果を報告すること。

4. 以下の項目については、現場環境改善の内容に含まれないことから、実施にあたっては留意すること。

(1) 仮設関係:仮囲い、模様フェンス、仮歩道マット

(2) 営繕関係:デザインボックス、倉庫及び材料保管庫、監督員詰所、シャワー施設、ウォータークーラー、観葉植物、意見箱の設置

(3) 安全関係:バリケード、転落防止柵

2-6. 快適トイレの設置

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。なお、快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

◆快適トイレに求める機能

(1) 洋式(洋風)便器

(2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)

(3) 臭い逆流防止機能

(4) 容易に開かない施錠機能

(5) 照明設備

(6) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

◆付属品として備え付けるもの

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

◆推奨する仕様と付属品

- (12) 内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- (13) 擬音装置(機能を含む)
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用について、当初設計では計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す資料を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、設計変更時に見積書を提出するものとする。上記(1)～(11)の費用については従来品相当額を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。なお、設計変更数量の上限については、男女別で各1基ずつ2基／1工事(施工箇所)までとする。また、運搬費は、共通仮設費(率)に含むものとし、2基／1工事(施工箇所)よりも多く設置する場合や上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)での支出を認めるものとして、別途計上は行わない。

一 般 明 示 事 項

1－1. 提出書類

受注者は、建設工事請負契約約款第3条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

また、工事の一部を下請負に付する場合は、下請計画(変更)報告書を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。承諾後は、施工体制台帳及び体系図を作成し、速やかに監督職員に提出しなければならない。

なお、下請計画(変更)報告書が提出されずに下請負業者が施工している場合は、工事の一時中止を命じる場合もありうる。

1－2. 施工計画書

受注者は、工事着手前に本工事の施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

ただし、維持工事や小規模工事(請負金額130万円以下)においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

また、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、変更内容が数量のわずかな増減等の場合は、後日の提出で良いものとする。

1－3. 環境対策

当該工事を施工するにあたり、排出ガス対策型の建設機械を使用するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械の使用ができない場合は、その理由を書面により監督職員に提出し承諾を得ること。なお、対策型を使用しない場合は、変更の対象とする。

また、工事写真により使用機械を判定するため、現場との整合が図れるように記録すること。

第 17 章 道路修繕（橋梁補修）

17-1 橋梁補修工

1. 橋梁補修工においては、損傷箇所だけでなく、その原因となる周辺の対策も合わせて実施することが重要である。工事を行う中で、設計で想定していない損傷や劣化原因が見つかった場合は、監督職員に報告すること。
2. 橋梁の長寿命化対策は、劣化・損傷の要因、メカニズムを多様な視点から分析したうえで、その要因を確実に除去(軽減)することで、長期的に継続する補修効果が確保される。橋梁長寿命化対策の基本的な考え方については、「山形県橋梁補修ガイドライン」による。なお、受注者は、契約締結後、監督職員から「補修設計記録調書」を受け取り、調書に記載されている劣化要因に対する工法・材料選定根拠及び仕様等を確認したうえで施工計画を作成すること。

(山形県橋梁補修ガイドライン)

<https://www.pref.yamagata.jp/180035/kurashi/kendo/douro/maintenance/bridge.html>

~~17-2 落橋防止装置工~~

~~17-3 防水層施工~~

17-4 塗装回数及び使用量

塗料の種類、塗装回数及び各層毎の標準使用量は、鋼道路橋塗装・防食便覧のA～F塗装系によるものとし、その区分は次のとおりとする。

塗装箇所	塗 装 系	摘 要
桁等鋼部材	Rc-1塗装系	はけ・ローラー

17-5 ケレン

1. ケレンは第1種とする。
2. 第1種のケレンを行う場合は、その除せい度はISO Sa 2 1/2以上を確保することとし、ISO8501の判定見本写真と処理面とを目視で対照することにより確認することとする。

17-6 鋼橋塗装

1. 塗替え塗装時の部材角部曲面加工については、部材角部の塗膜厚確保を目的とするものであり、専用加工機もしくはグラインダー等の電動工具により、2R以上の端部処理を行うこととする。施工管理は、Rゲージ等を用いて2R以上の確認を行う。ただし、腐食等によりすでに2R相当以上の角落ちが見られ、十分塗膜厚が確保できる状態である場合は、監督職員に協議すること。なお、施工時期はケレン作業前に行うことを原則とし、施工管理は、Rゲージ等を用いて2R以上あることを1面取線上最低3箇所以上確認すること
2. 足場設置完了後及びケレン作業後において、腐食により鋼材の減厚や孔食等が確認された場合は、監督職員と協議すること。

3. 全面(部分)塗り替え塗装完了後、主桁端部の腹板等の見やすい位置に塗装記録表を残すことを原則とし、将来の維持管理に最低限必要な事項を記載するものとする。

また、旧塗膜の塗装記録が塗り替え塗装により消去された場合には、新塗膜の塗装記録表の直近に復元するものとする。

なお、塗装記録における最低限必要な事項とは、塗装範囲、塗装年月、塗装系、塗装材料、上塗り色、塗料製造及び塗装施工会社名等である。

17-7 構造物取り壊し工

1. コンクリートはつり工事においては、振動が既設コンクリート・鉄筋に悪影響を与えることに十分留意し施工すること。
2. コンクリートはつり後、内部の鋼材やコンクリートに損傷が見られる場合は、監督職員と協議すること。

17-8 コンクリート部材断面修復工

1. 受注者は、施工管理として、「山形県橋梁補修ガイドライン」の付録3「施工状況把握チェックシート(断面修復工)」を施工日ごとに作成するものとし、チェック項目に対応する施工写真(代表箇所各1枚以上)を添付の上、施工完了後に品質管理資料として監督職員に提出すること。
2. はつり完了・鉄筋防錆処理後に、監督職員が1橋あたり10%以上段階確認する。確認内容は、施工状況把握チェックシートのチェック項目に基づくものとする。

17-9 防護柵工

17-10 補修履歴

1. 受注者は、山形県県土整備部土木工事共通特記仕様書に規定する記録の他、「山形県橋梁補修ガイドライン」付録2作成要領に基づき「橋梁補修履歴帳票.xls」の作成を行うこととする。「橋梁補修履歴帳票.xls」については、契約締結後、監督職員から受け取るものとし、工事完了時に電子データにて監督職員に提出するものとする。
2. 補修年度、補修箇所、補修内容、設計会社、施工会社名を明記した補修履歴版を設置するものとし、腐食しにくい材質により400mm×300mmのものとする。
3. なお、これによりがたいときは別途監督職員と協議するものとする。

現場説明事項書

市道松根羽黒橋線田沢川橋橋梁補修工事（第2工区）

〔 共通事項 〕

1. 現場説明事項書について

現場説明事項は、制約をうける当該工事に関する施工条件を明示することによって工事の円滑な執行に資することを目的としており、当該契約においてやむを得ず施工方法等について仮指定せざるを得ないもの、又は変更が予想されるもの、あるいは制約される工事工程等について現場説明参加業者が十分な見積りができるよう条件明示するものです。

〔 工事の施工関係 〕

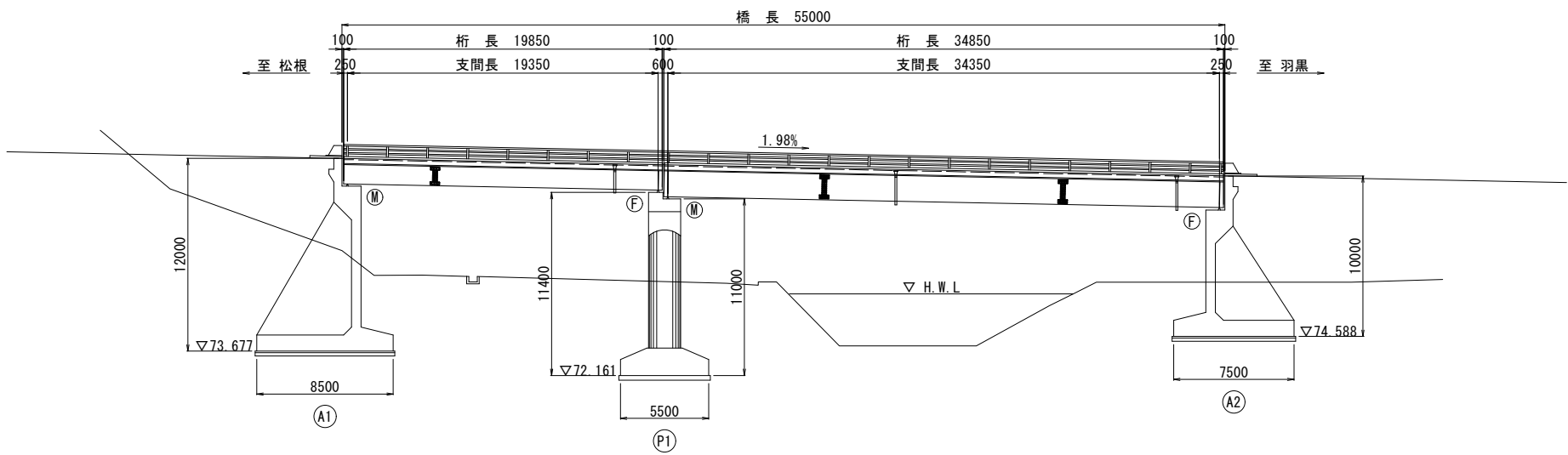
1. ケレン作業による発生材の処分量については設計変更の対象とします。また、発生材に鉛等有害物質を含むことから、関係法令を遵守し処分する必要があるため、施工完了後の処分方法・発生数量を確認し、監督職員と協議を行うこととします。
2. 鋼部材再塗装工の素地調整については、鉛中毒予防規則等関連法令に準拠する工法として「循環式エコクリーンブラスト工法」を参考工法としています。その他の工法による場合はこれと同等の効果が得られるものとし、施工前に監督職員と協議を行うこととします。
3. 当初計上されていない損傷や劣化等が確認された場合や、その補修に伴う作業足場が必要になる場合は監督職員と協議を行うこととします。
4. ブラスト設備の設置箇所については道路上に設置することを基本としますが、これに寄りがたい場合は監督職員と協議を行うこととします。

〔 工程関係 〕

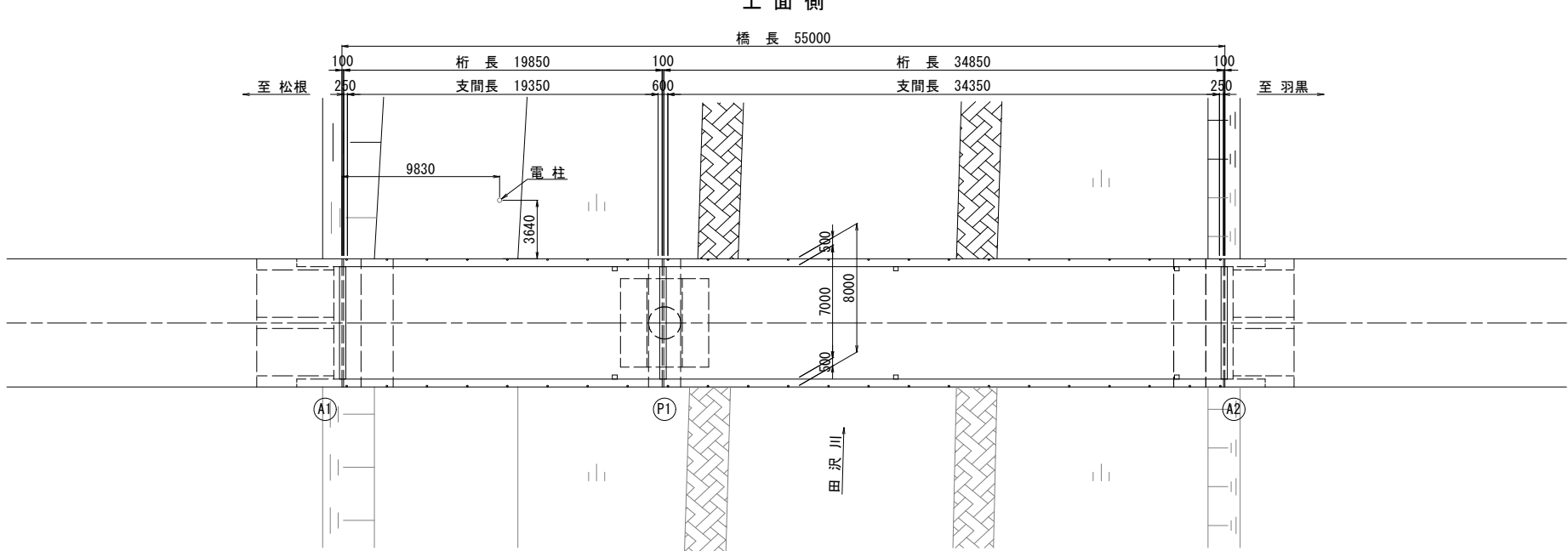
5. 足場の設置期間について、吊足場は 3.5 か月、枠組足場は 0.2 か月を予定しています。なお、条件に変更があった場合は監督職員と協議を行うこととします。

田沢川橋 現況一般図
(参考図)

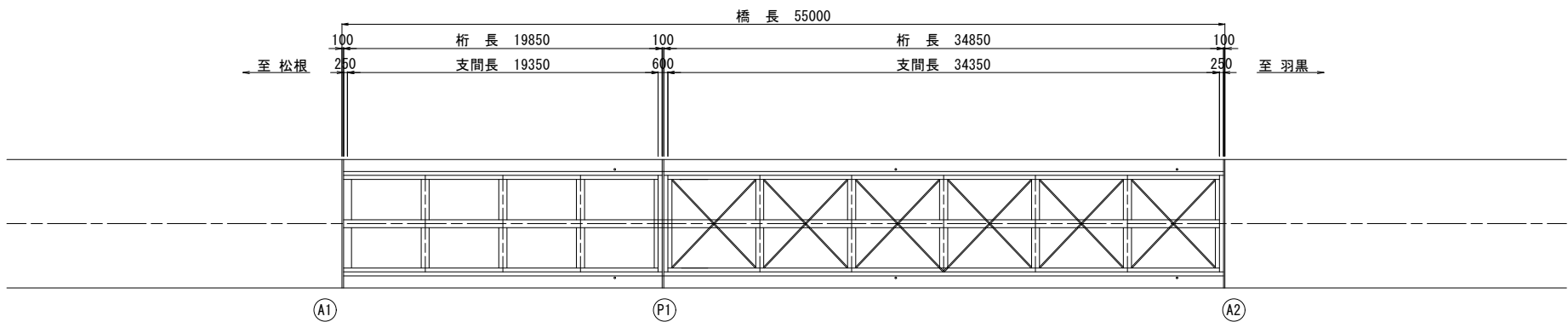
側面図 S=1:200 (A1)
S=1:400 (A3)



平面図 S=1:200 (A1)
S=1:400 (A3)

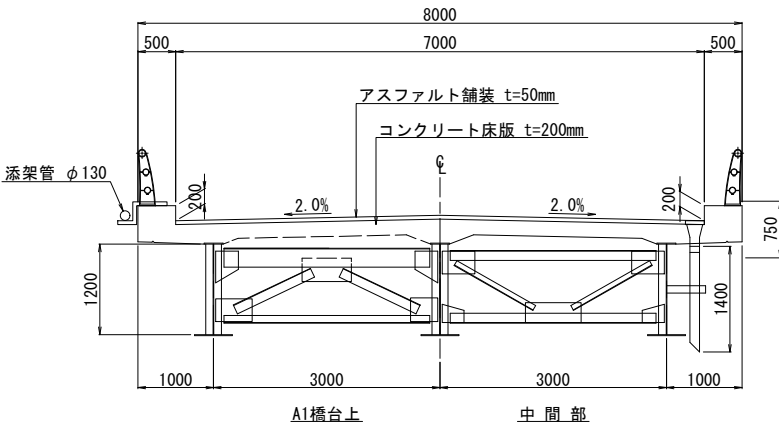


下面側

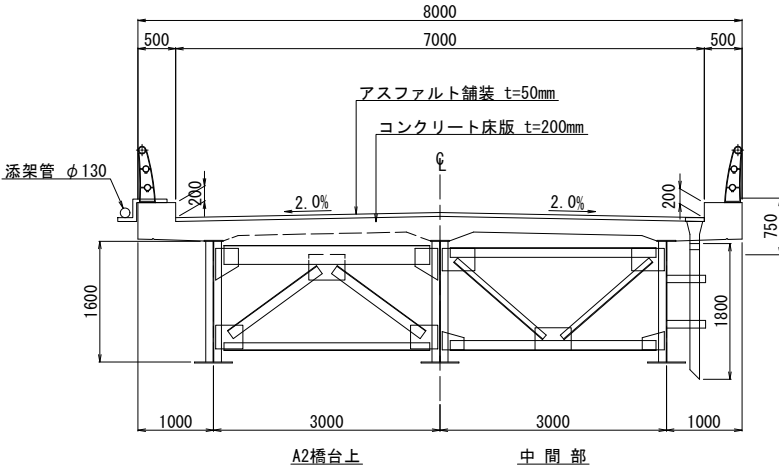


断面図 S=1:50 (A1)
S=1:100 (A3)

A1 - P1間



P1 - A2間



橋梁諸元

橋梁名	田沢川橋(たざわがわはし)		
路線名	市道 松根羽黒線		
交差条件	河川(田沢川)		
所在地	山形県鶴岡市黒川上の山320		
竣工年月	昭和50年(1975年)		設計図書より
橋格	TL-20		〃
形式	上部工	2径間単純合成鉄桁	〃
	下部工	橋台/扶壁式 橋脚/単円柱式張出	〃
	基礎工	直接基礎	〃
橋長	L= 55.000m		設計図書・現地確認より
桁長	L= 19.850m + 34.850m		〃
全幅員	W= 8.000m		〃
有効幅員	W= 7.000m		〃
舗装	アスファルト舗装		〃
斜角	90° 00' 00〃		〃
適用示方書	昭和47年 道路橋示方書		設計図書より
橋梁点検実施年度	平成27年度(橋梁定期点検)		〃
補修時点検	平成30年10月		〃

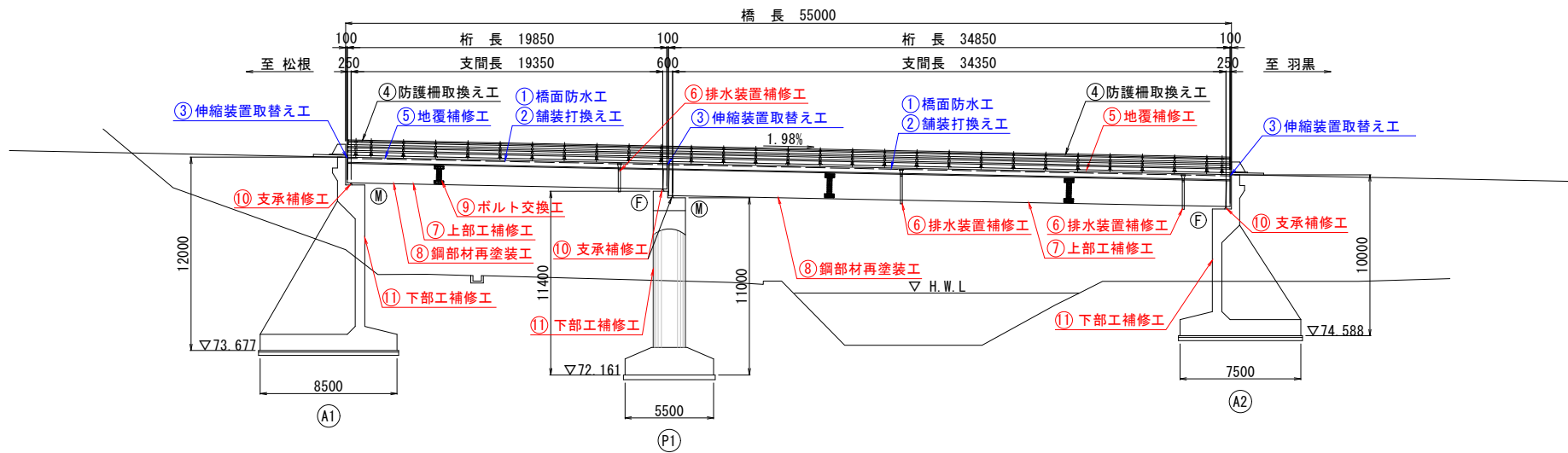
当初

令和 7 年度		図 番	10 葉 1
路 線 名	市道 松根羽黒線		
工 事 名	市道松根羽黒線 田沢川橋橋梁補修工事（第 2 工区）		
位 置	鶴岡市 黒川 地内		
田沢川橋 現況一般図			
縮 尺		図 示	鶴 岡 市

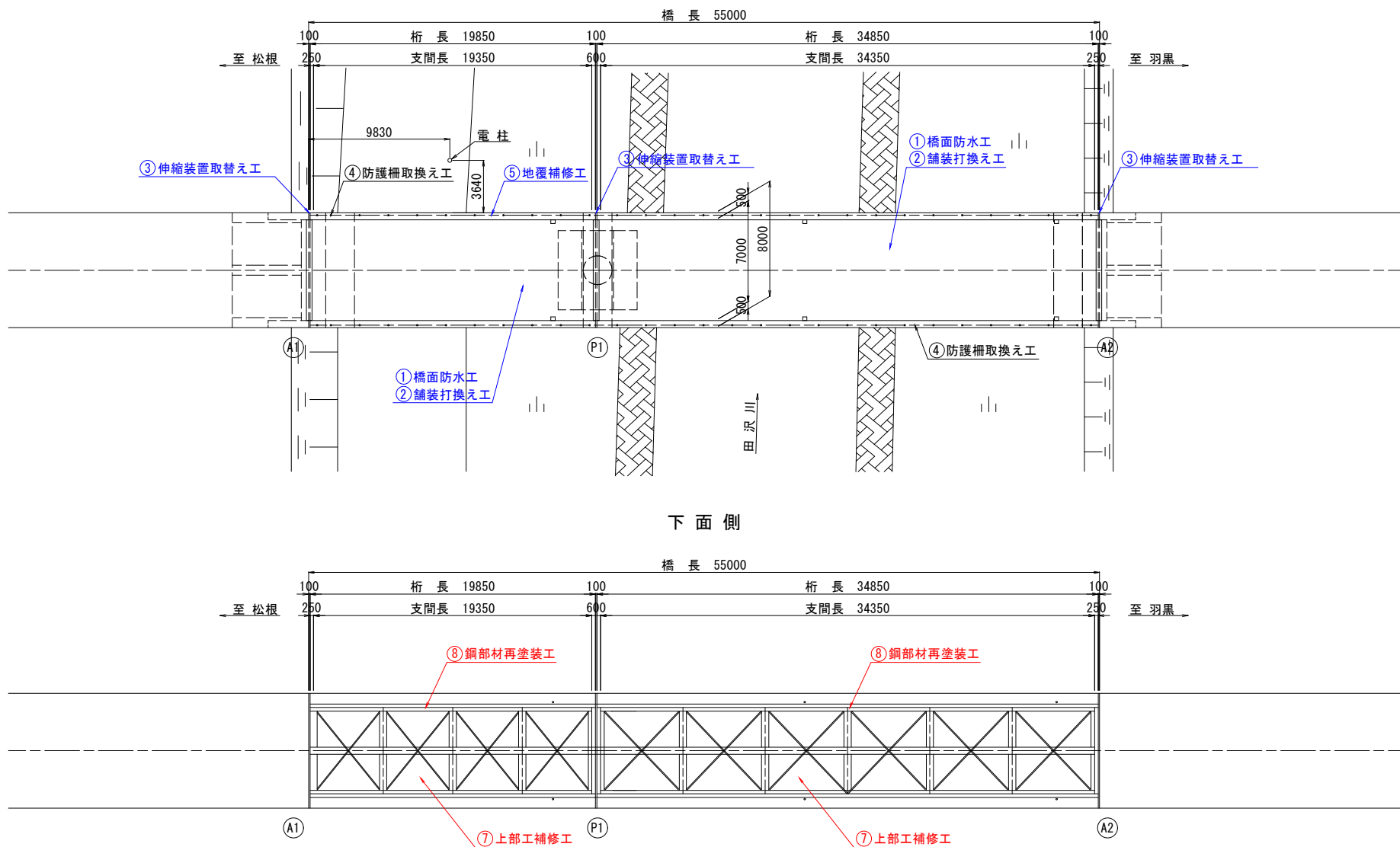
注) 本図は既往の図書及び実測により作成した一般図である。

田沢川橋 補修一般図

側面図 S=1:200 (A1)
S=1:400 (A3)

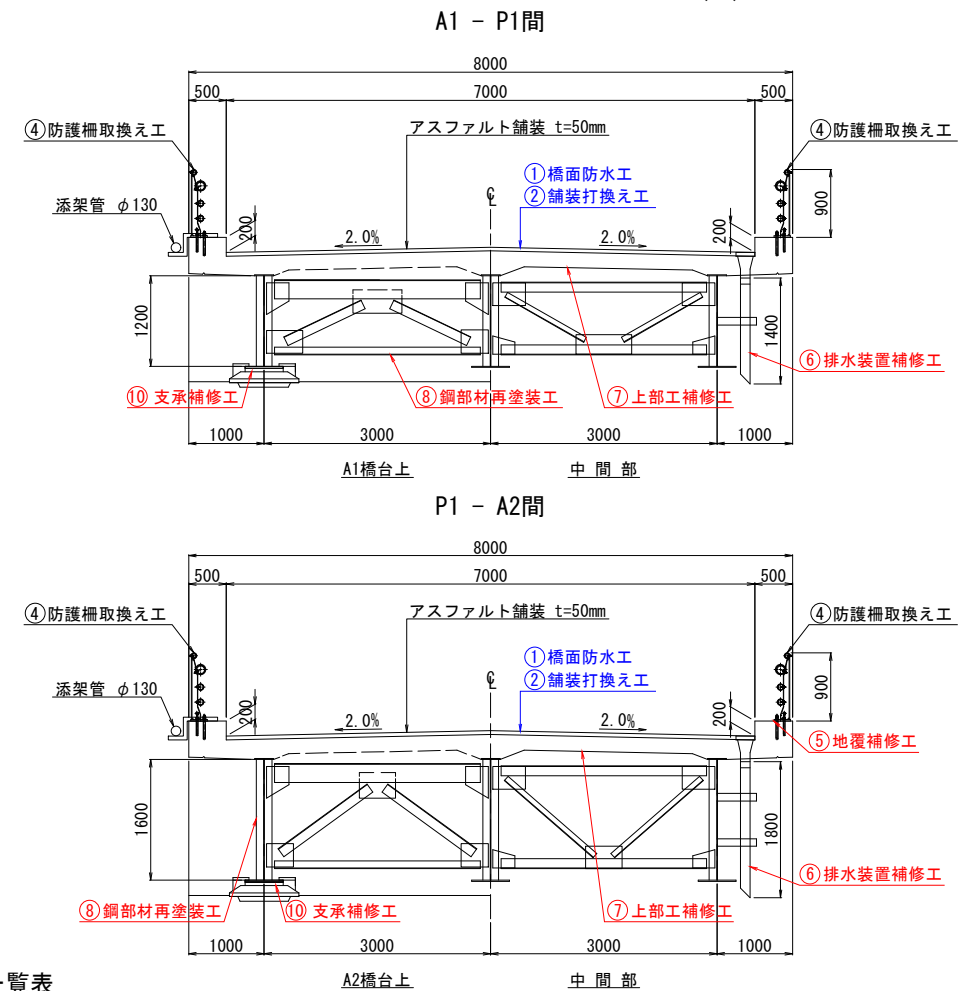


平面図 S=1:200 (A1)
S=1:400 (A3)
上面側



下面側

断面図 S=1:50 (A1)
S=1:100 (A3)



補修数量一覧表

施工箇所		対策工	単位	数量	備考
橋面部	舗装	①橋面防水工	-	m ² 373.1	シート系防水層
		②舗装打換え工	-	m ² 373.1	表層 密粒度As13F改質II型 t=50mm
	伸縮装置	③伸縮装置取替え工	A1側	m 7.06	誘導版付き
		③伸縮装置取替え工	P1側	m 7.06	誘導版付き
		③伸縮装置取替え工	A2側	m 7.06	誘導版付き
	高欄	④防護柵取換え工	-	m 109.60	鋼製, A種
桁下部	地覆	⑤地覆補修工	ひびわれ充填工	m 1.3	
		⑤地覆補修工	ひびわれ注入工	m 1.5	
	排水装置	⑥排水装置補修工	断面修復工	m ³ 0.003	t=30mm(鉄筋ケレン・防錆処理なし)
		⑥排水装置補修工	排水管取替え工	kg 186	STK400
	床版	⑦上部工補修工	ひびわれ注入工	m 3.5	
		⑦上部工補修工	断面修復工	m ³ 0.014	t=50mm(鉄筋ケレン・防錆処理あり)
	主桁・横桁	⑧鋼部材再塗装工	全面塗装塗替え	m ² 862.9	Rc-I塗装系
		⑨ボルト交換工	-	本 2	S10Tボルト
	支承・沓座	⑩支承補修工	-	基 12	金属溶射
		⑩支承補修工	ひびわれ充填工	m 10.5	
足場工	橋台・橋脚	⑪下部工補修工	ひびわれ注入工	m 1.5	
		⑪下部工補修工	断面修復工	m ³ 0.020	t=50mm(鉄筋ケレン・防錆処理なし)
	吊足場	⑪下部工補修工	断面修復工	m ³ 0.300	t=70mm(鉄筋ケレン・防錆処理あり)
		吊足場	掛m ²	564	
		桟組足場	掛m ²	8	

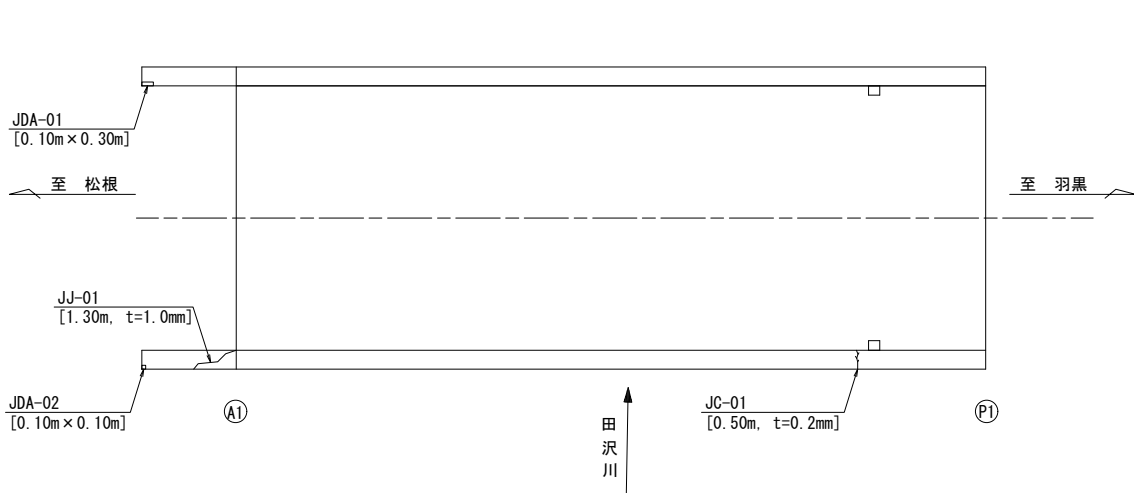
当初

令和 7 年度		図 番	10 葉 2
路 線 名	市道 松根羽黒線		
工 事 名	市道松根羽黒線 田沢川橋橋梁補修工事（第2工区）		
位 置	鶴岡市 黒川 地内		
田沢川橋 補修一般図			
縮 尺		図 示	鶴 岡 市

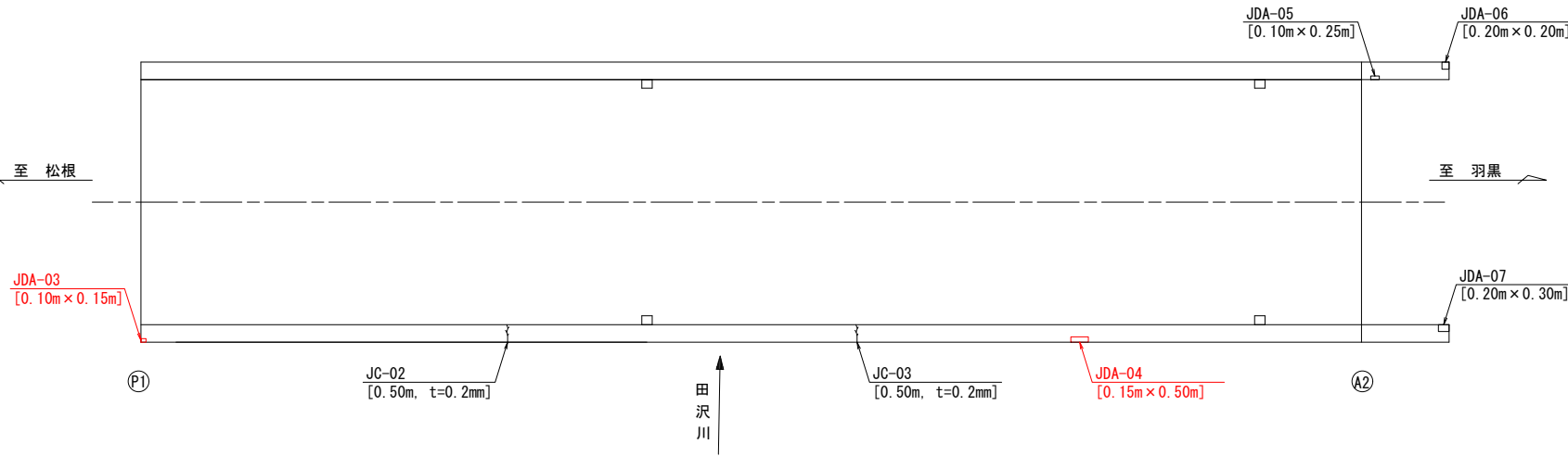
田沢川橋 地覆補修工詳細図
(ひびわれ充填工、ひびわれ低圧注工、断面修復工)

S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)

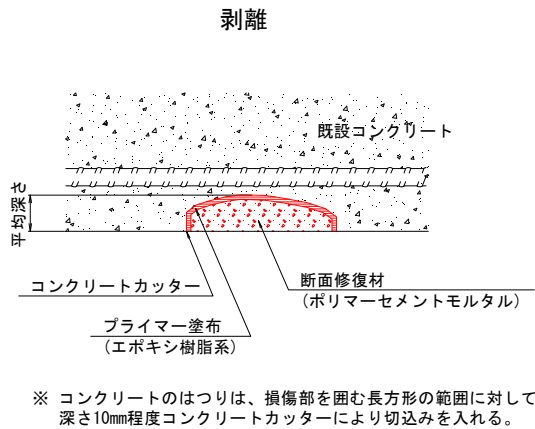
平面図(第1径間)



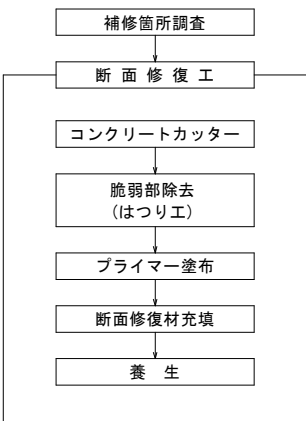
平面図(第2径間)



断面修復工A 詳細図(参考)
(鉄筋ケレン・防錆処理を含まない場合)



施工手順



表記凡例

No.	工 法	摘 用
JDA	断面修復工Aタイプ	鉄筋ケレン・防錆処理を含まない
JJ	ひびわれ充填工	ひび割れ挙動あり
JC	ひびわれ低圧注工	

ひびわれ充填工数量表

部材	No.	長さ (m)
上部工	JJ-01	1.3
小計		1.3

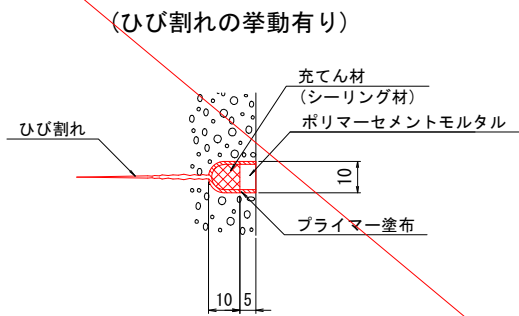
ひびわれ注工数量表

部材	No.	長さ (m)	幅 (mm)
上部工	JC-01	0.50	0.2
	JC-02	0.50	0.2
	JC-03	0.50	0.2
小計		1.50	

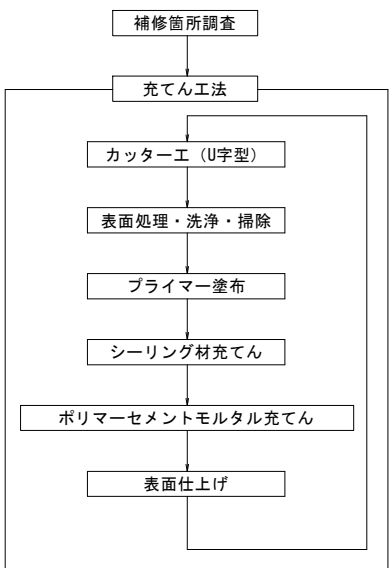
断面修復工A 数量表

部材	No.	形状 (m)	箇所	体積 (m3)	
上部工	JDA-01	0.100 × 0.300 × 0.030	1	0.0009	施工済み
	JDA-02	0.100 × 0.100 × 0.030	1	0.0003	施工済み
	JDA-03	0.100 × 0.150 × 0.030	1	0.0005	今回施工
	JDA-04	0.150 × 0.500 × 0.030	1	0.0023	今回施工
	JDA-05	0.100 × 0.250 × 0.030	1	0.0008	施工済み
	JDA-06	0.200 × 0.200 × 0.030	1	0.0012	施工済み
	JDA-07	0.200 × 0.300 × 0.030	1	0.0018	施工済み
小計				0.0077	

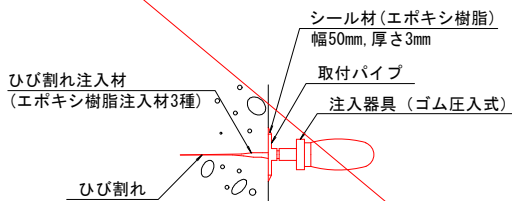
ひびわれ充てん工法 詳細図



施工手順



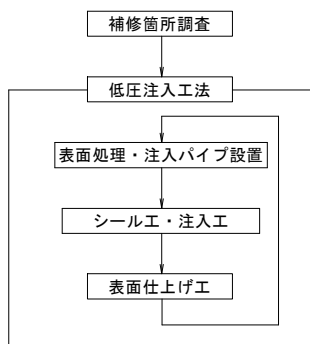
ひびわれ低圧注工法 詳細図



注入器具取付け間隔

ひび割れ幅	間隔
0.2mm~1.0mm	300mm

施工手順



<注記>

1. 工事着手前に現地計測し関連寸法の確認を行うこと。
2. 本図に示した箇所以外で同様の損傷が確認された場合、調査職員と協議の上、補修箇所及び範囲を決定すること。
3. カッター工・ハツリ工に際しては、既設鉄筋等を傷付けないこと。

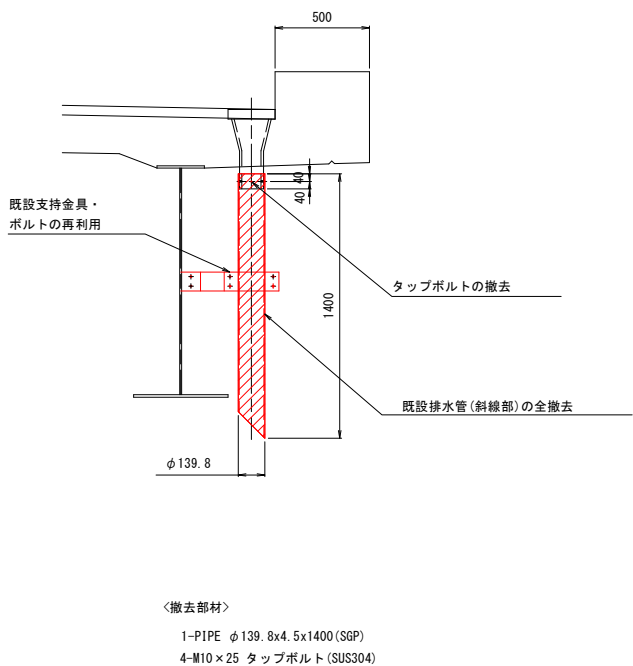
当初

令和 7 年度		図 番	10 葉 3
路 線 名	市道 松根羽黒線		
工 事 名	市道松根羽黒線 田沢川橋橋梁補修工事（第2工区）		
位 置	鶴岡市 黒川 地内		
田沢川橋 地覆補修工詳細図			
縮 尺 S=1:100		鶴 岡 市	

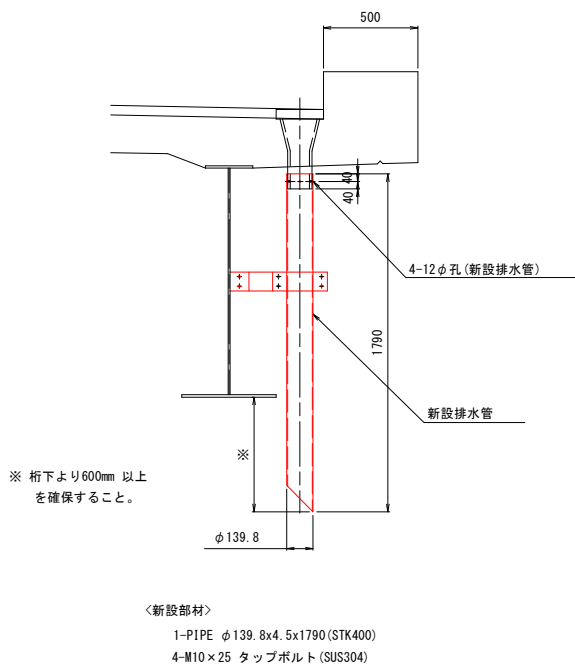
田沢川橋 排水装置補修工詳細図

断面図 S=1:20 (A1)
(A1-P1間) S=1:40 (A3)
DR-1 (N = 2)

既設撤去図

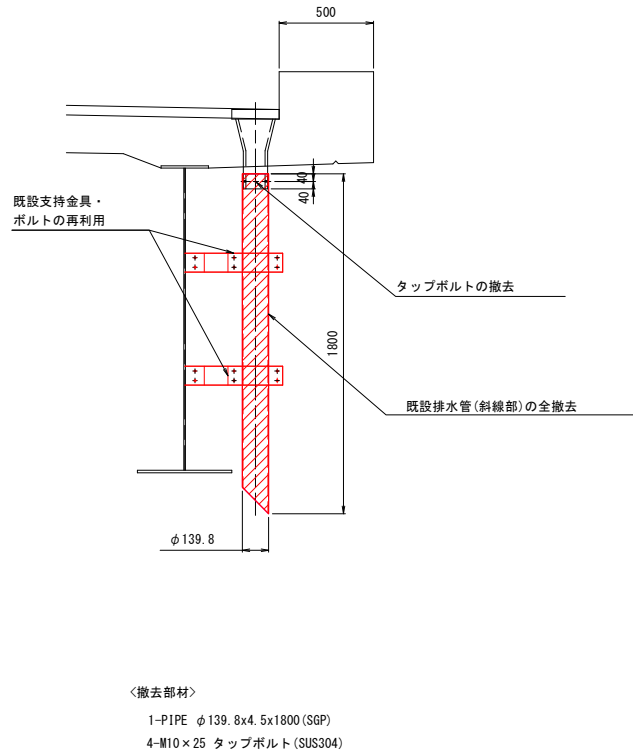


排水管取付図

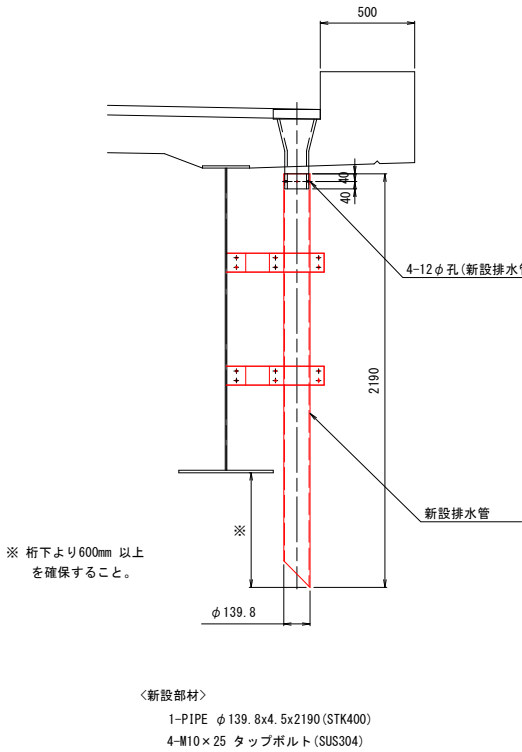


断面図 S=1:20 (A1)
(P1-A2間) S=1:40 (A3)
DR-2 (N = 4)

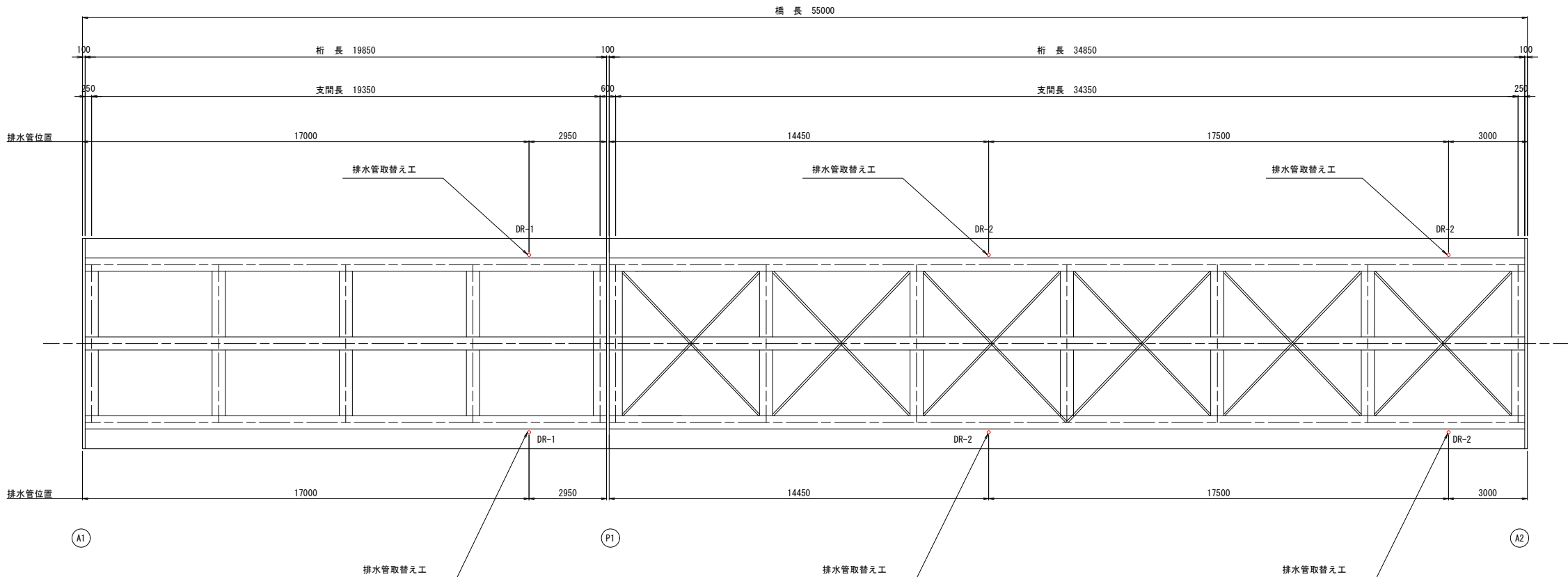
既設撤去図



排水管取付図



配置図 S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)



<注記>
1. 工事着手前に現地計測し関連寸法の確認を行うこと。

当初

令和 7 年度		図 番	10 葉 4
路 線 名		市道 松根羽黒線	
工 事 名		市道松根羽黒線 田沢川橋橋梁補修工事（第2工区）	
位 置		鶴岡市 黒川 地内	
田沢川橋 排水装置補修工詳細図			
縮 尺		鶴 岡 市	

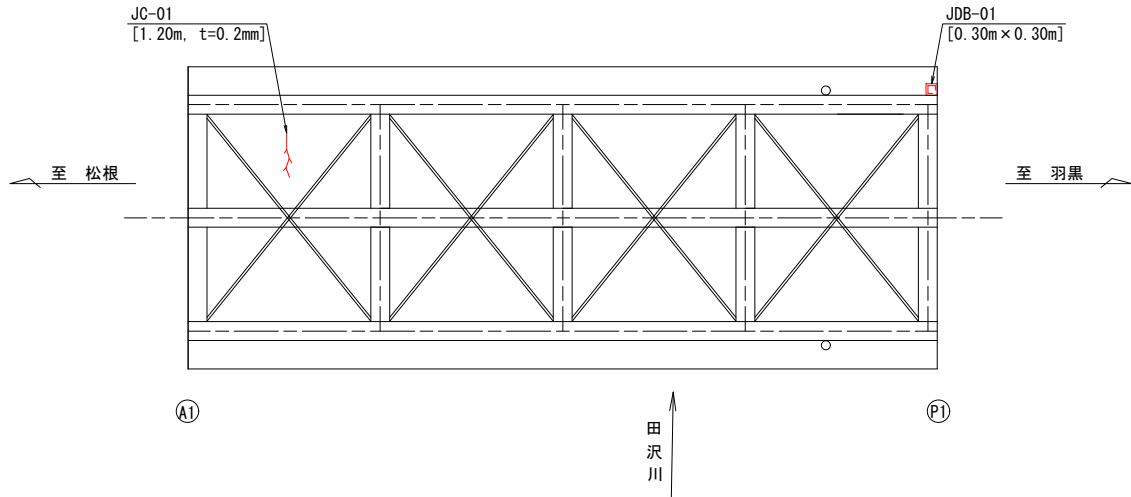
田沢川橋 上部工補修工詳細図

(ひびわれ低圧注入工、断面修復工)

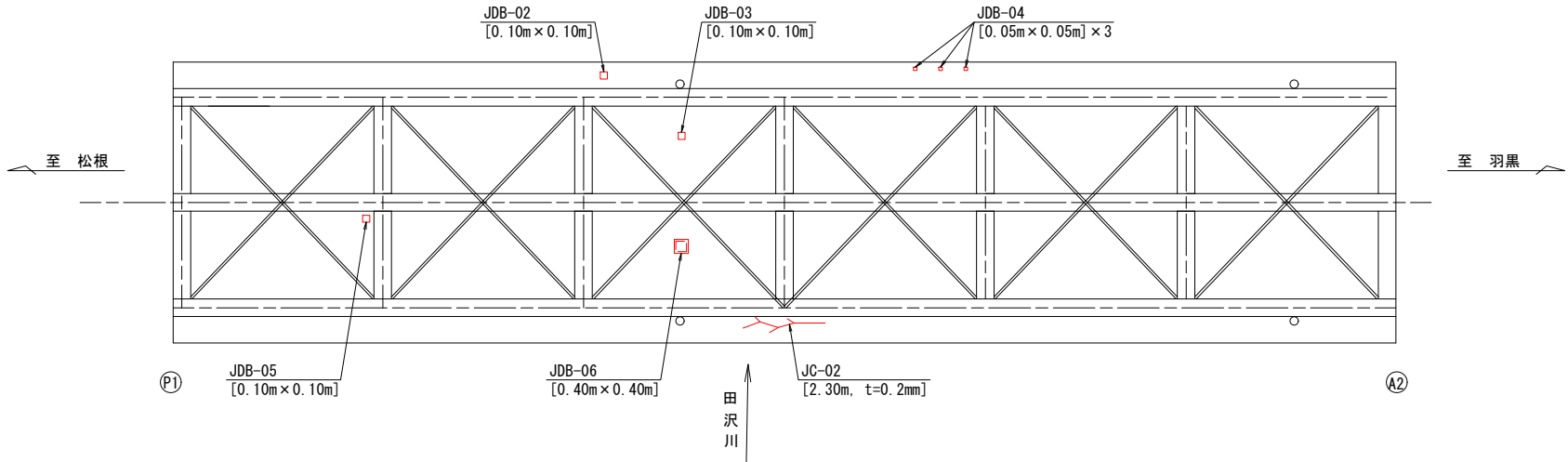
S=1:100 (A1)

S=1:200 (A3)

平面図(第1径間)

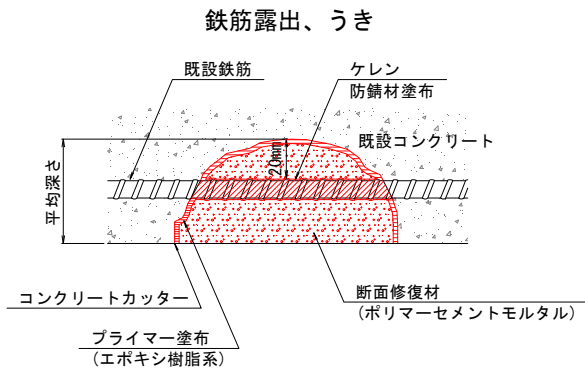


平面図(第2径間)



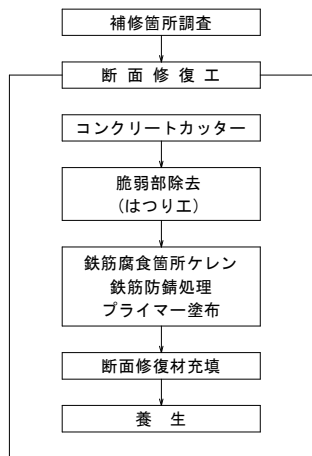
断面修復工B 詳細図(参考)

(鉄筋ケレン・防錆処理を含む場合)



- ※ コンクリートのはつりは、損傷部を囲む長方形の範囲に対して深さ10mm程度コンクリートカッターにより切込みを入れる。
- ※ 脆弱部および鋼材の裏側までコンクリートをはつり取る。
- ※ 腐食した鋼材の錆を完全に除去する。

施工手順



表記凡例

No.	工 法	摘 用
JDB	断面修復工Bタイプ	鉄筋ケレン・防錆処理を含む
JC	ひびわれ低圧注入工	

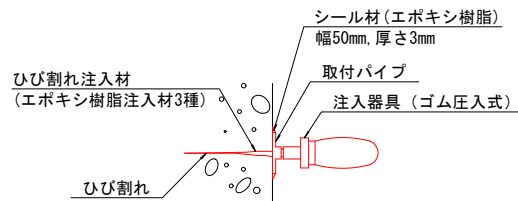
断面修復工B 数量表

部材	No.	形状 (m)	箇所	体積 (m3)
上部工	JDB-01	0.300 × 0.300 × 0.050	1	0.0045
	JDB-02	0.100 × 0.100 × 0.050	1	0.0005
	JDB-03	0.100 × 0.100 × 0.050	1	0.0005
	JDB-04	0.050 × 0.050 × 0.050	3	0.0004
	JDB-05	0.100 × 0.100 × 0.050	1	0.0005
	JDB-06	0.400 × 0.400 × 0.050	1	0.0080
小計				0.0144

ひびわれ注入工数量表

部材	No.	長さ (m)	幅 (mm)
上部工	JC-01	1.20	0.2
	JC-02	2.30	0.2
小計		3.50	

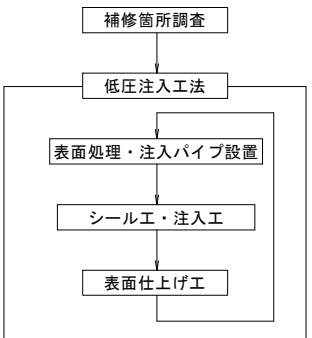
ひびわれ低圧注入工法 詳細図



注入器具取付け間隔

ひび割れ幅	間隔
0.2mm~1.0mm	300mm

施工手順



<注記>

- 工事着手前に現地計測し関連寸法の確認を行うこと。
- 本図に示した箇所以外で同様の損傷が確認された場合、調査職員と協議の上、補修箇所及び範囲を決定すること。
- 脆弱部及び既設鉄筋背面までハツリ落とすこと。
- カッター工・ハツリ工に際しては、既設鉄筋等を傷付けないこと。

当初

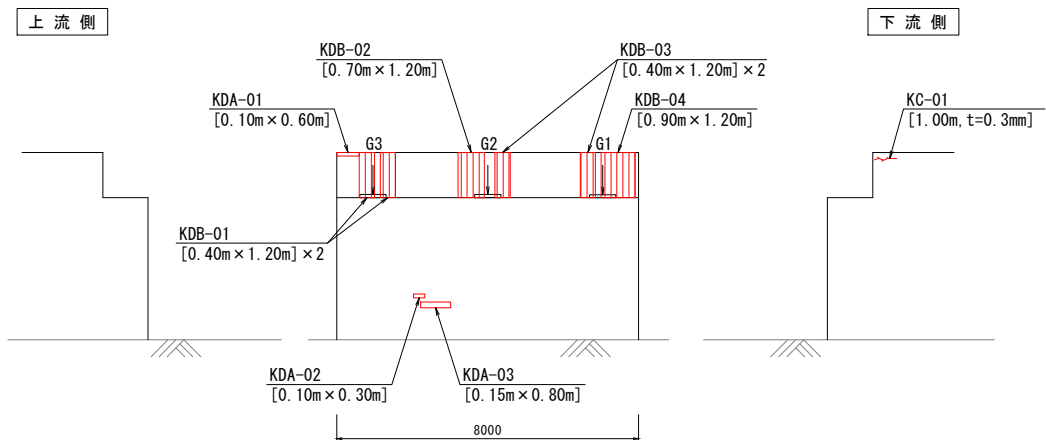
令和 7 年度	図 番	10 葉 5
路 線 名	市道 松根羽黒線	
工 事 名	市道松根羽黒線 田沢川橋橋梁補修工事（第2工区）	
位 置	鶴岡市 黒川 地内	
田沢川橋 上部工補修工詳細図		
縮 尺	S=1:100	鶴 岡 市

田沢川橋 下部工補修工詳細図
(ひびわれ充填工、ひびわれ低圧注入工、断面修復工)

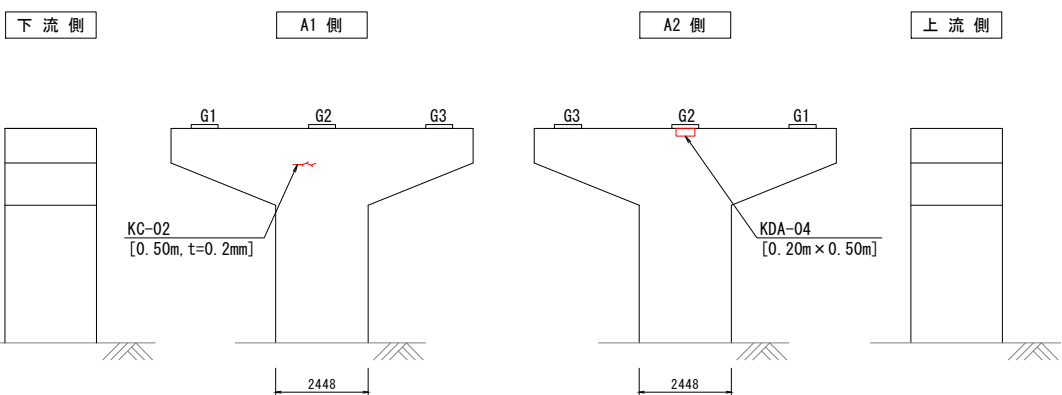
S=1:100 (A1)

S=1:200 (A3)

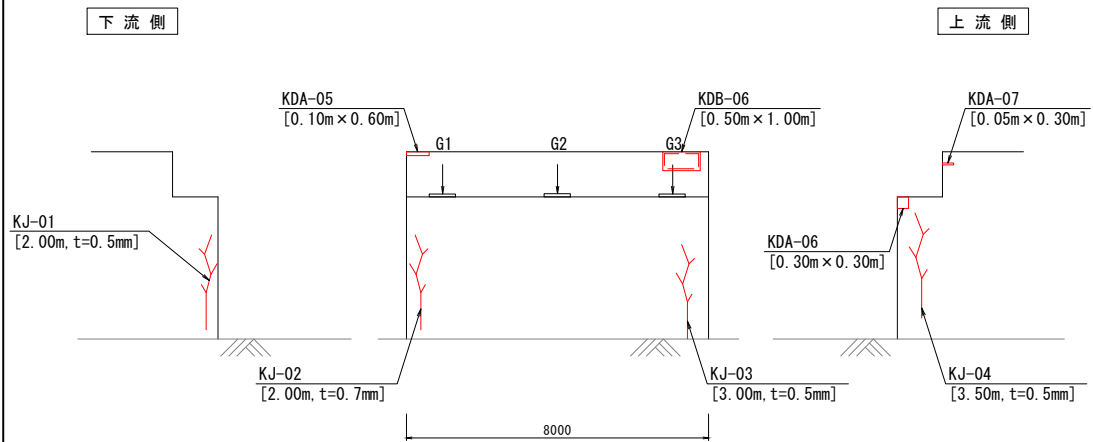
A1橋台(正面図)



P1橋脚(正面図)



A2橋台(正面図)

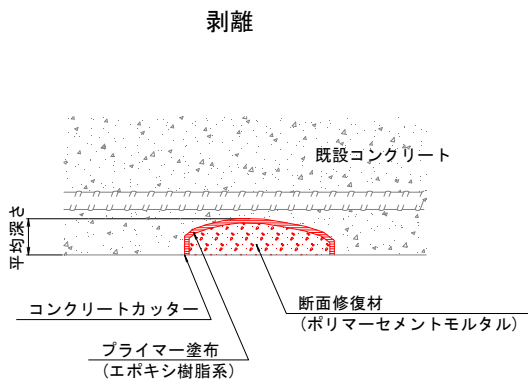


表記凡例

No.	工 法	摘 用
KDA	断面修復工Aタイプ	鉄筋ケレン・防錆処理を含まない
KDB	断面修復工Bタイプ	鉄筋ケレン・防錆処理を含む
KJ	ひびわれ充填工	ひび割れ挙動あり
KC	ひびわれ低圧注入工	

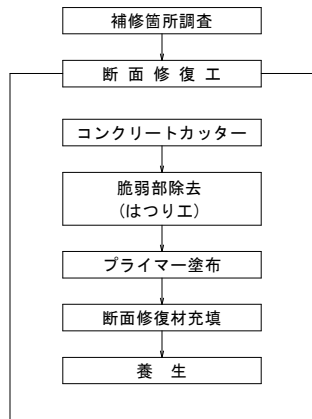
断面修復工A 詳細図(参考)

(鉄筋ケレン・防錆処理を含まない場合)



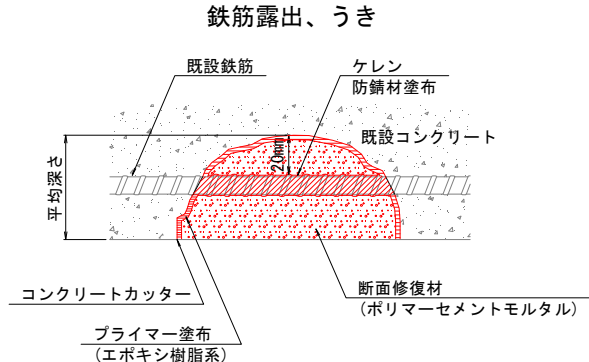
※ コンクリートのはつりは、損傷部を囲む長方形の範囲に対して深さ10mm程度コンクリートカッターにより切込みを入れる。

施工手順



断面修復工B 詳細図(参考)

(鉄筋ケレン・防錆処理を含む場合)

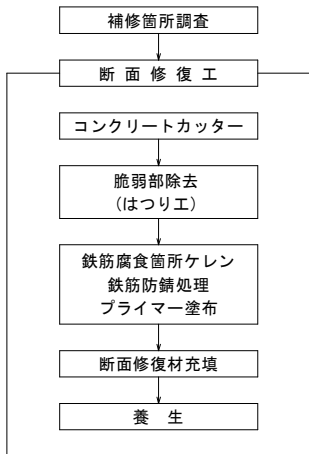


※ コンクリートのはつりは、損傷部を囲む長方形の範囲に対して深さ10mm程度コンクリートカッターにより切込みを入れる。

※ 脆弱部および鋼材の裏側までコンクリートをはつり取る。

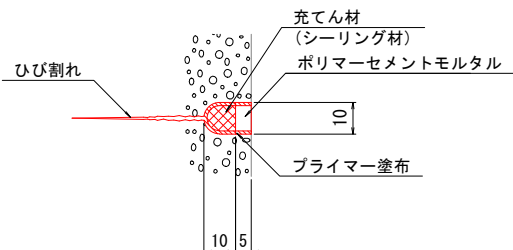
※ 腐食した鋼材の錆を完全に除去する。

施工手順

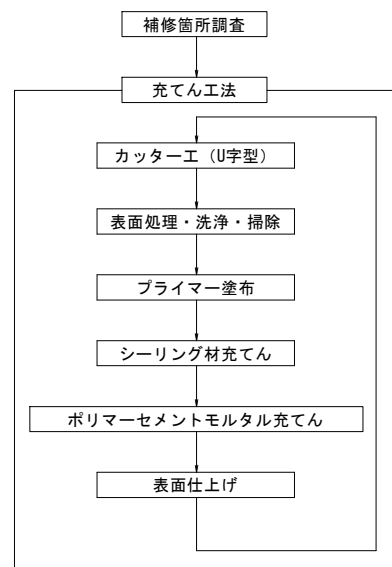


ひびわれ充てん工法 詳細図

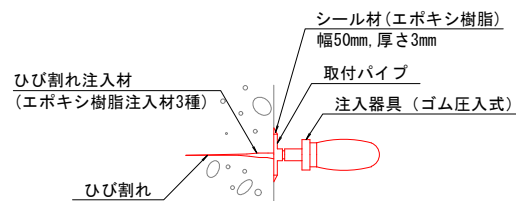
(ひび割れの挙動有り)



施工手順



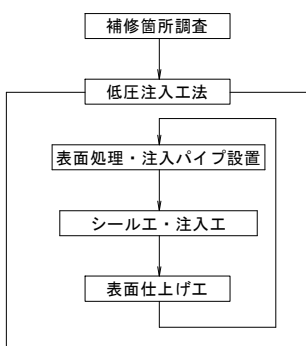
ひびわれ低圧注入工法 詳細図



注入器具取付け間隔

ひび割れ幅	間隔
0.2mm~1.0mm	300mm

施工手順



断面修復工A 数量表

部材	No.	形状 (m)	箇所	体積 (m3)
下部工	KDA-01	0.100 × 0.600 × 0.050	1	0.0030
	KDA-02	0.100 × 0.300 × 0.050	1	0.0150
	KDA-03	0.150 × 0.800 × 0.050	1	0.0060
	KDA-04	0.200 × 0.500 × 0.050	1	0.0050
	KDA-05	0.100 × 0.600 × 0.050	1	0.0030
	KDA-06	0.300 × 0.300 × 0.050	1	0.0045
	KDA-07	0.050 × 0.300 × 0.050	1	0.0008
小計				0.0238

断面修復工B 数量表

部材	No.	形状 (m)	箇所	体積 (m3)
下部工	KDB-01	0.400 × 1.200 × 0.070	2	0.0672
	KDB-02	0.700 × 1.200 × 0.070	1	0.0588
	KDB-03	0.400 × 1.200 × 0.070	2	0.0672
	KDB-04	0.900 × 1.200 × 0.070	1	0.0756
	KDB-05	0.500 × 1.000 × 0.070	1	0.0350
小計				0.3038

ひびわれ充填工数量表

部材	No.	長さ (m)
下部工	KJ-01	2.0
	KJ-02	2.0
	KJ-03	3.0
	KJ-04	3.5
小計		10.5

ひびわれ注入工数量表

部材	No.	長さ (m)	幅 (mm)
下部工	KC-01	1.00	0.3
	KC-02	0.50	0.2
小計		1.50	

<注記>

- 工事着手前に現地計測し関連寸法の確認を行うこと。
- 本図に示した箇所以外で同様の損傷が確認された場合、調査職員と協議の上、補修箇所及び範囲を決定すること。
- 脆弱部及び既設鉄筋背面までハツリ落とすこと。
- カッター工・ハツリ工に際しては、既設鉄筋等を傷付けないこと。

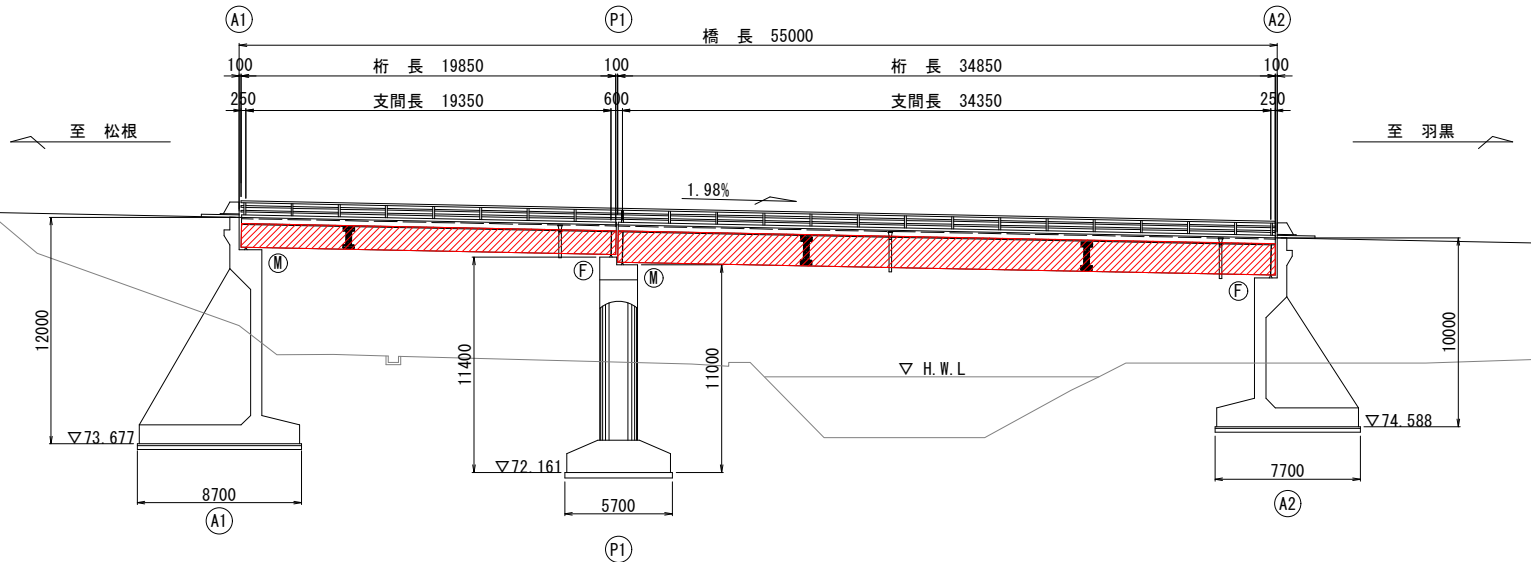
当初

令和 7 年度	図 番	10 葉 6
路 線 名	市道 松根羽黒線	
工 事 名	市道松根羽黒線 田沢川橋橋梁補修工事（第2工区）	
位 置	鶴岡市 黒川 地内	
田沢川橋 下部工補修工詳細図		
縮 尺 S=1:100	鶴 岡 市	

田沢川橋 鋼部材再塗装工詳細図

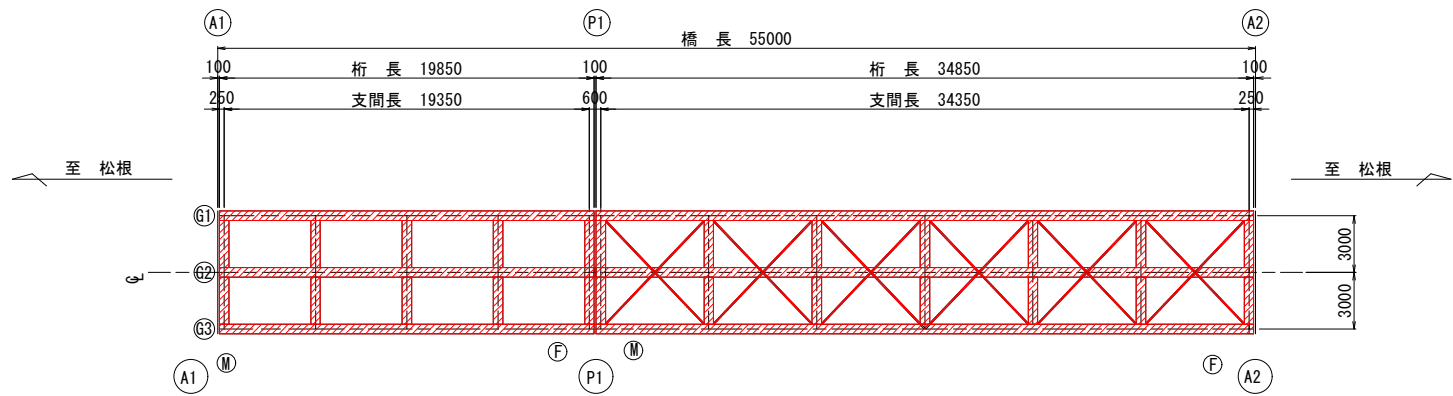
側面図

S=1 : 200 (A1)
S=1 : 400 (A3)



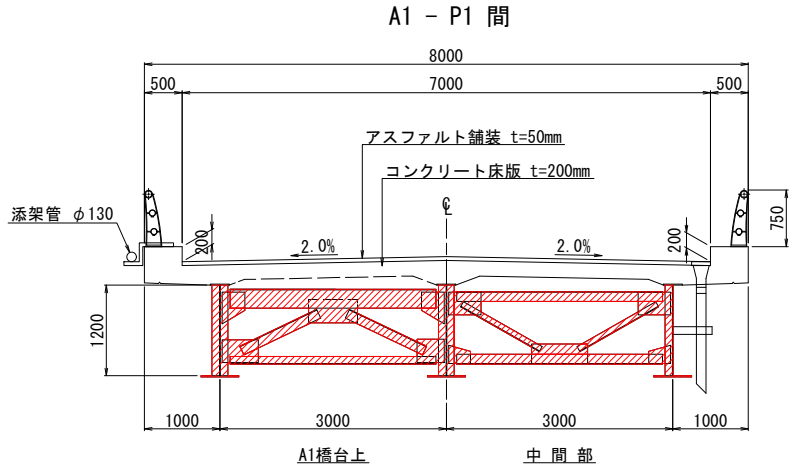
平面図
(下面)

S=1 : 200 (A1)
S=1 : 400 (A3)

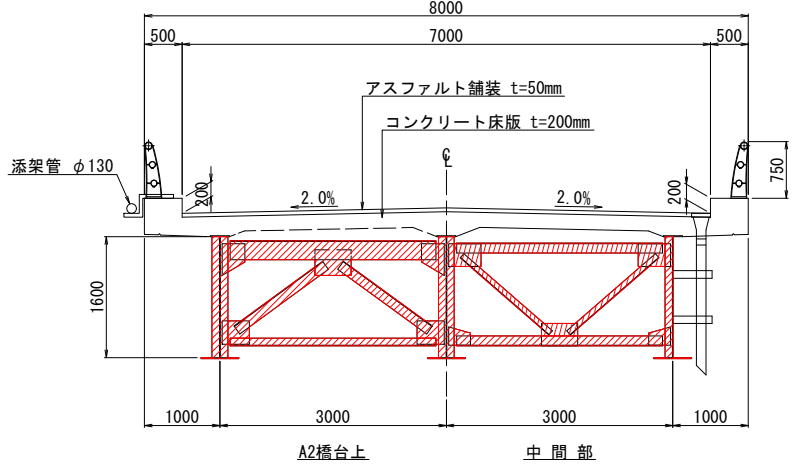


断面図

S=1 : 50 (A1)
S=1 : 100 (A3)



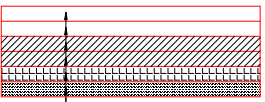
P1 - A2 間



Rc-I 塗装系

塗装工程	塗料名	使用量 (g/m ²)	塗装間隔
素地調整	1種ケレン (循環式エコクリーンプラスト工法)		4時間以内
下塗り	有機ジンクリッチペイント	600	1日~10日
下塗り	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り	240	1日~10日
下塗り	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り	240	1日~10日
中塗り	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料中塗り	170	1日~10日
上塗り	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料上塗り	140	1日~10日

塗装詳細図

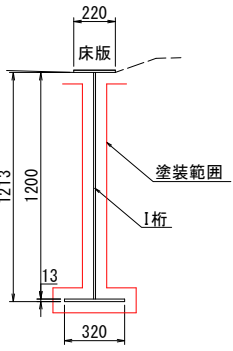


Rc-I 塗装系 (スプレー)	
弱溶剤ふっ素樹脂塗料 (上塗り)	140g/m ²
弱溶剤ふっ素樹脂塗料 (中塗り)	170g/m ²
弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料 (下塗り)	240g/m ²
弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料 (下塗り)	240g/m ²
有機ジンクリッチペイント (下塗り)	600g/m ²
鋼材面	

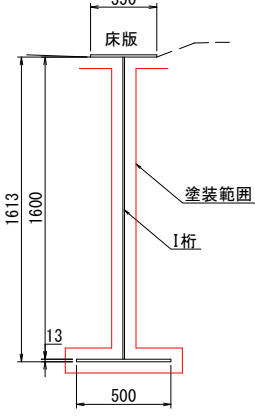
主桁断面図

S=1 : 20 (A1)
S=1 : 40 (A3)

A1 - P1 間
G1 (G2, G3)



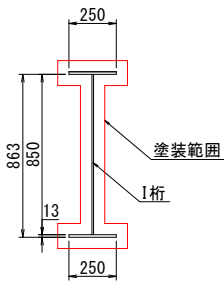
P1 - A2 間
G1 (G2, G3)



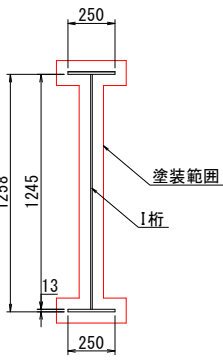
分配横桁断面図

S=1 : 20 (A1)
S=1 : 40 (A3)

A1 - P1 間



P1 - A2 間



- <注記>
- 工事着手前に現地計測し関連寸法の確認を行うこと。
 - 循環式エコクリーンプラスト工法は参考工法とする。

数量表

工種	種別	仕様	単位	数量	備考
鋼部材再塗装工	素地調整	1種ケレン (エコクリーンプラスト工法)	m ²	862.9	
	塗装塗替え	Rc-I 塗装系	m ²	862.9	

当初

令和 7 年度	図番	10 葉 7
路線名	市道 松根羽黒線	
工事名	市道松根羽黒線 田沢川橋橋梁補修工事 (第2工区)	
位置	鶴岡市 黒川 地内	
田沢川橋 鋼部材再塗装工詳細図		
縮尺	図示	鶴岡市

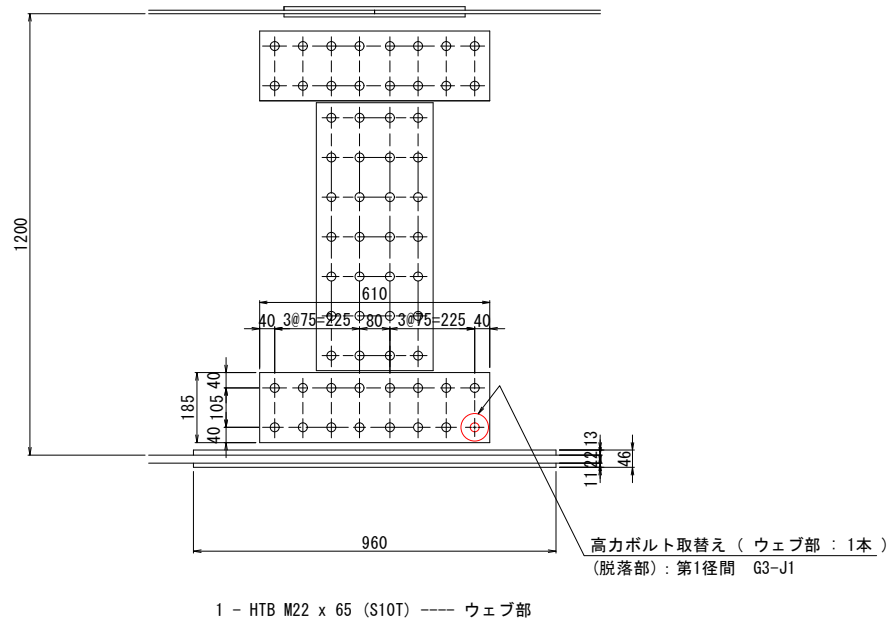
田沢川橋 ボルト交換工詳細図

第1径間
(G1、G3)

添接部詳細図

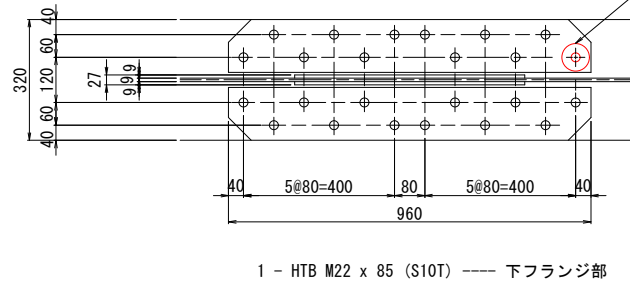
S=1:10 (A1)
S=1:20 (A3)

ウェブ部



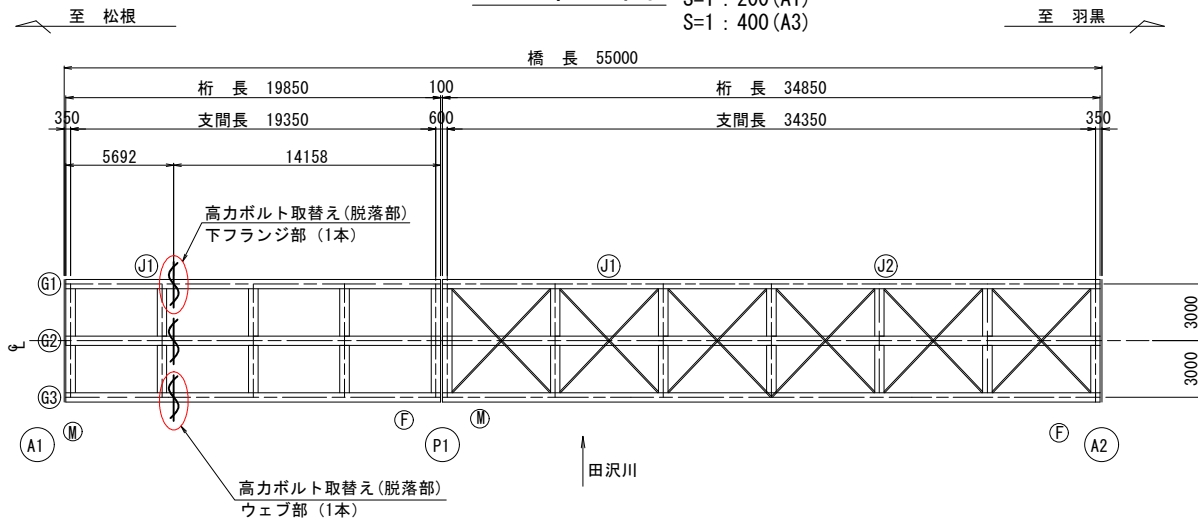
下フランジ部

高力ボルト取替え (下フランジ部: 1本)
(脱落部): 第1径間 G1-J1

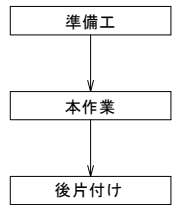


配置図

S=1:200 (A1)
S=1:400 (A3)



高力ボルト取替え工施工フロー



- <注記>
1. 工事着手前に現地計測し関連寸法の確認を行うこと。
 2. 本図に示した箇所以外で同様の損傷が確認された場合、調査職員と協議の上、補修箇所及び範囲を決定すること。
 3. 特記なき材質はすべて SM400A とする。
 4. ⊕印は HTB M22 (S10T) を示す。
 5. ボルトを交換するときは一度に交換せず、1本ずつ順次交換する。

当初

令和 7 年度		図 番	10 葉 8
路 線 名	市道 松根羽黒線		
工 事 名	市道松根羽黒線 田沢川橋橋梁補修工事（第2工区）		
位 置	鶴岡市 黒川 地内		
田沢川橋 ボルト交換工詳細図			
縮 尺 図 示		鶴 岡 市	

数 量 表

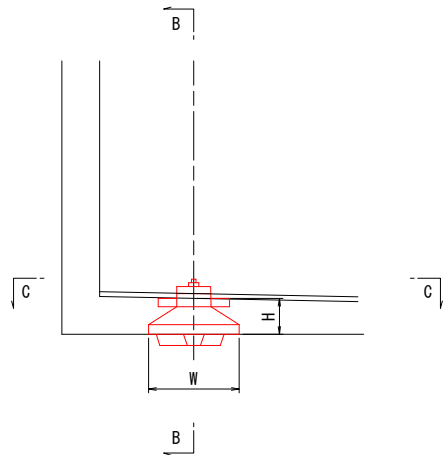
工 種	種 別	仕 様	単位	数 量	備 考
ボルト交換工	高力ボルト取替え	HTB, M22×65	本	1	ウェブ
		HTB, M22×85	本	1	下フランジ

田沢川橋 支承補修工詳細図

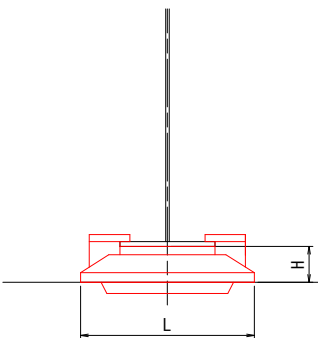
支承詳細図

S=1:10 (A1)
S=1:20 (A3)

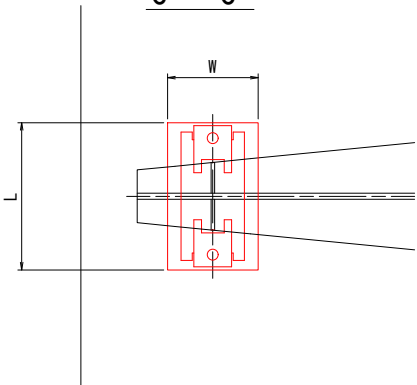
A - A



B - B



C - C



	A1橋台	P1橋脚		A2橋台
	可動	固定	可動	固定
W	240	240	280	280
L	460	460	560	560
H	100	100	100	100

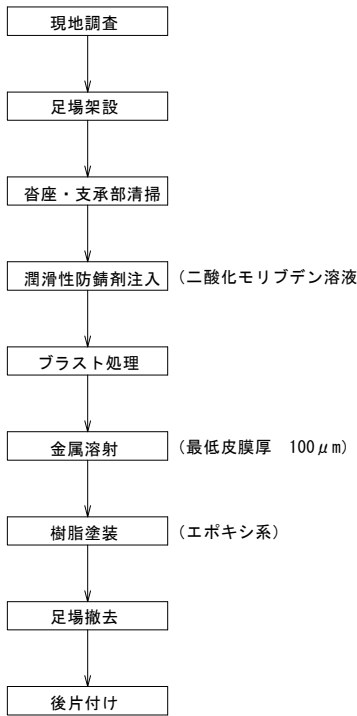
数 量 表 (支承基数)

支承形式	線支承	単位	A1橋台	P1橋脚		A2橋台	合 計
			可動	固定	可動	固定	
数量		基	3	3	3	3	12

数 量 表 (防錆工面積)

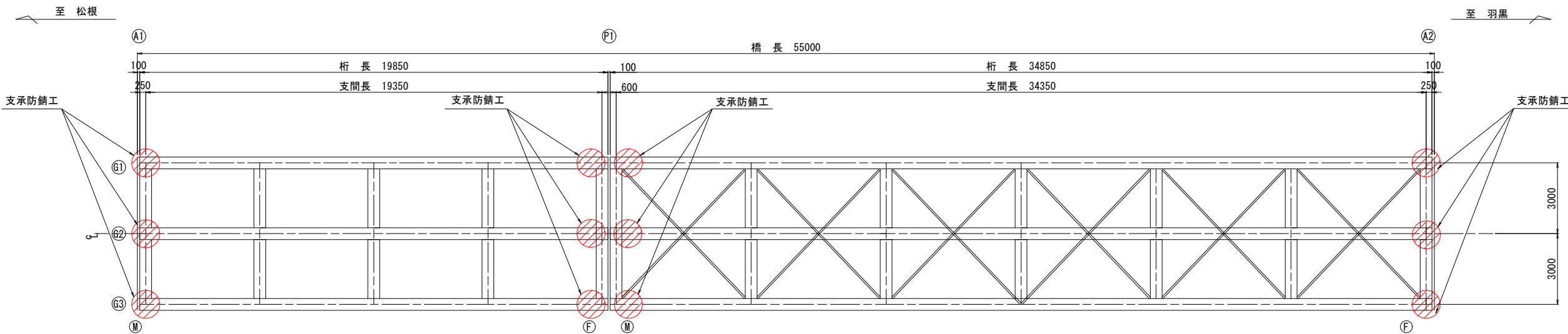
支承形式		単位	数 量	適 要
線支承	A1支承 (可動)	m2	0.420	$A=(0.24+0.46) \times 2 \times 0.10 \times 3$ 基
	P1支承 (固定)	m2	0.420	$A=(0.24+0.46) \times 2 \times 0.10 \times 3$ 基
	P1支承 (可動)	m2	0.504	$A=(0.28+0.56) \times 2 \times 0.10 \times 3$ 基
	A2支承 (固定)	m2	0.504	$A=(0.28+0.56) \times 2 \times 0.10 \times 3$ 基
合計		m2	1.848	

支承防錆工施工フロー



配 置 図

S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)



<注記>
1. 工事着手前に現地計測し、関係寸法の確認を行うこと。

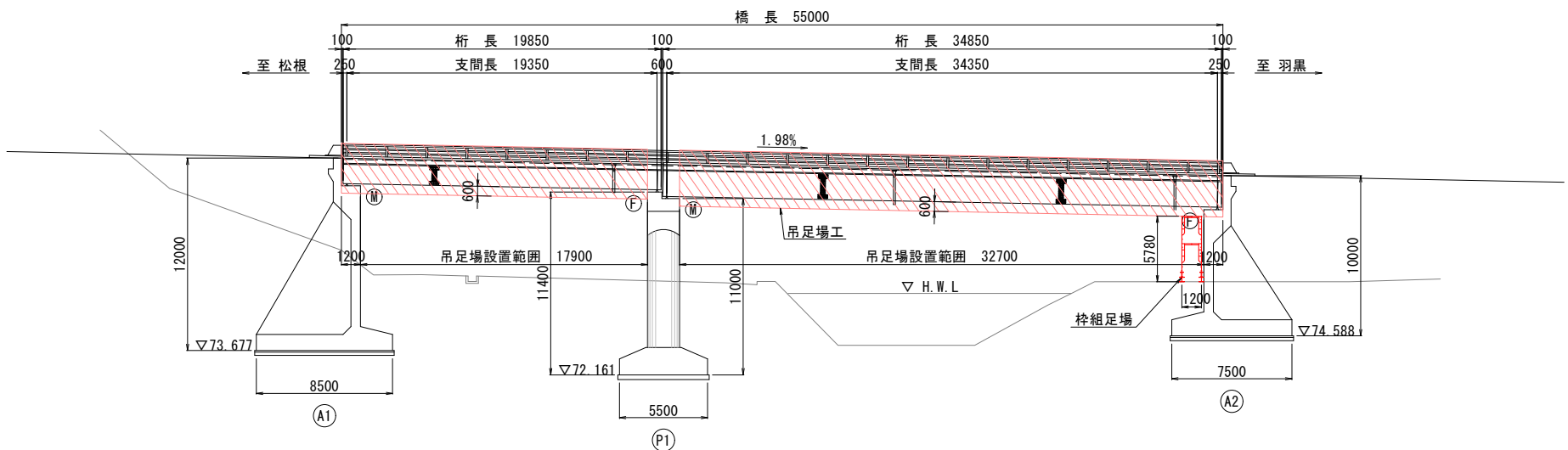
当初

令和 7 年度		図 番	10 葉 9
路 線 名	市道 松根羽黒線		
工 事 名	市道松根羽黒線 田沢川橋橋梁補修工事 (第 2 工区)		
位 置	鶴岡市 黒川 地内		
田沢川橋 支承補修工詳細図			
縮 尺 図 示		鶴 岡 市	

田沢川橋 仮設工詳細図(参考図)

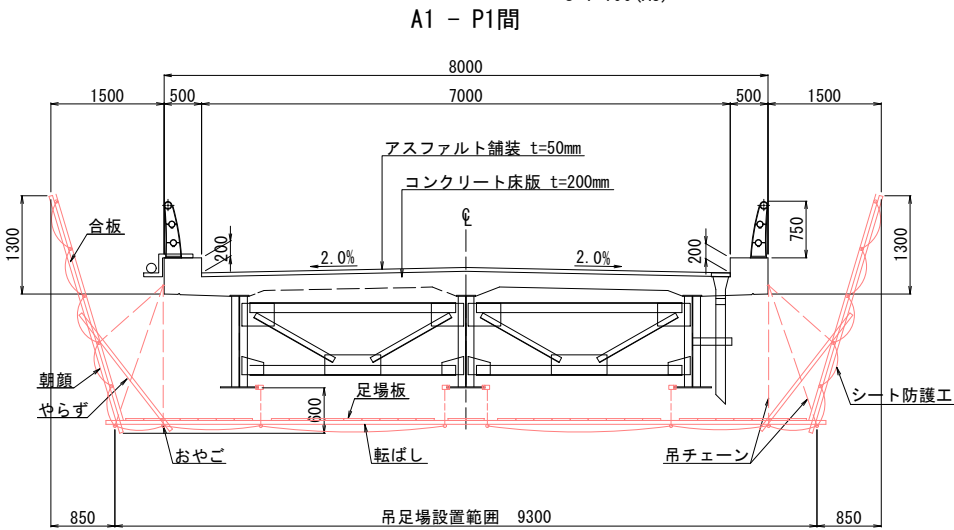
側面図

S=1:200 (A1)
S=1:400 (A3)



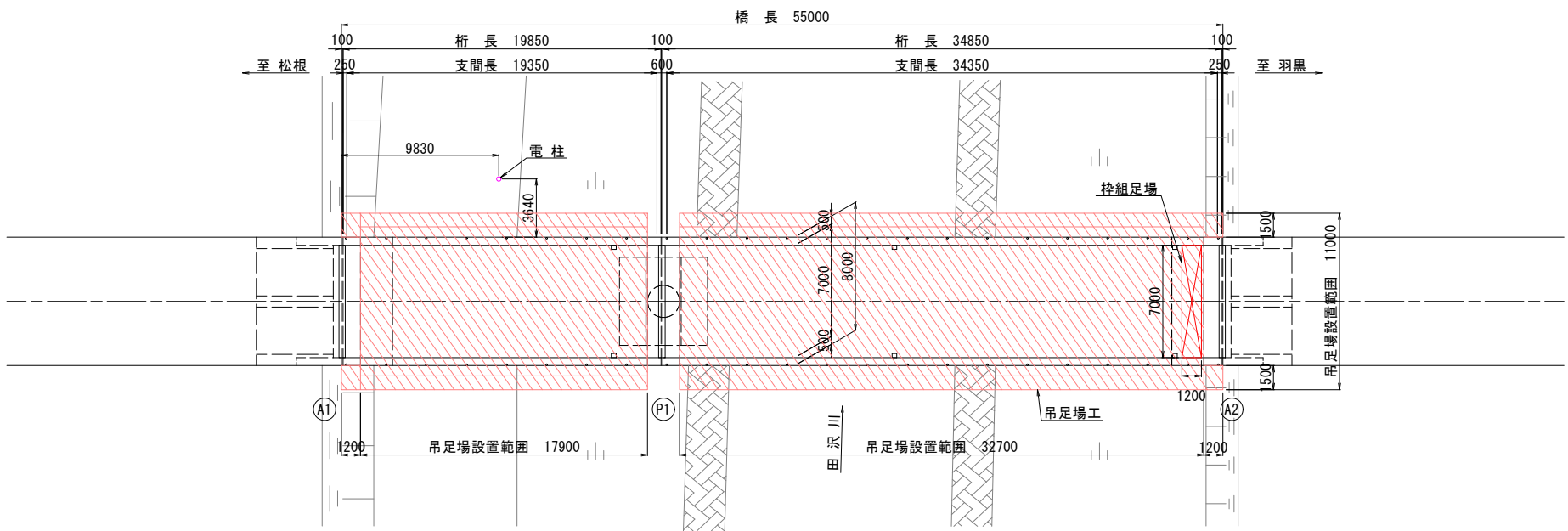
断面図

S=1: 50 (A1)
S=1:100 (A3)

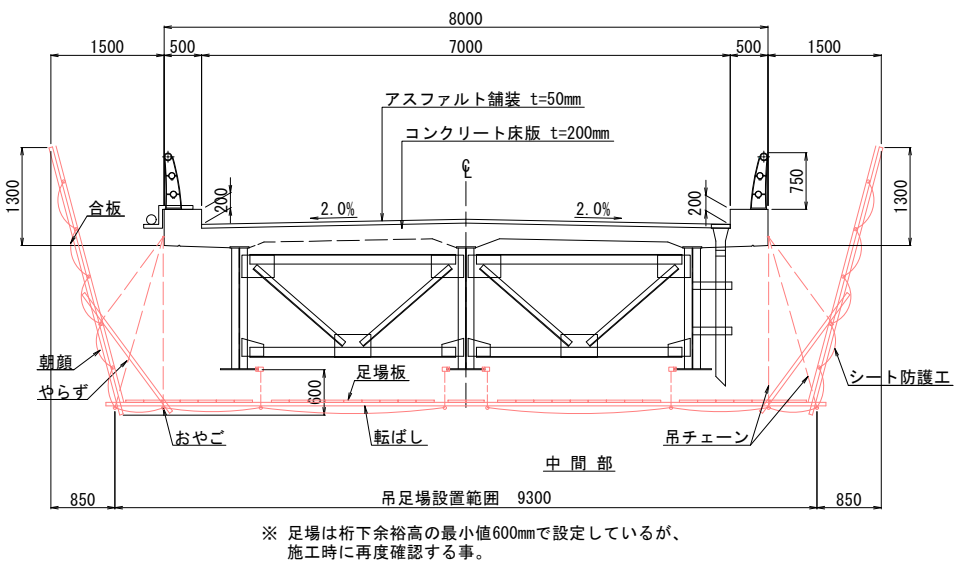


平面図

S=1:200 (A1)
S=1:400 (A3)



P1 - A2間



補修用足場工 数量表

1橋当り				
名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
吊足場		m2	564	桁高<1.5
床面シート張防護		m2	564	吊足場用
栓組み足場		掛m2	41	下部工補修時

当初

令和 7 年度		図 番	10 葉 10
路 線 名	市道 松根羽黒線		
工 事 名	市道松根羽黒線 田沢川橋橋梁補修工事（第2工区）		
位 置	鶴岡市 黒川 地内		
田沢川橋 仮設工詳細図（参考図）			
縮 尺 S=1:200		鶴 岡 市	

数量総括表

上段：当初
下段：変更

工 種	種 別	規 格	単位	計算数量	設計数量	摘 要
構造物補修工						
ひびわれ充填工						
	ひびわれ充填工	補修延長20m未満	式	1	1	補修延長10.5m 下部10.5
ひびわれ注入工						
	ひびわれ注入工	補修延長25m未満	式	1	1	補修延長5.0m 上部3.5+下部1.5
断面修復工						
	断面修復材	鉄筋ケレン・防錆処理を含まない 補修体積0.1m3未満	式	1	1	断面修復材0.04m3 地覆0.01+下部0.03
	断面修復材	鉄筋ケレン・防錆処理を含む 補修体積0.1m3以上	m3	0.36	0.40	断面修復材0.36m3 上部0.02+下部0.36
	コンクリート殻運搬	L=5.0km以下	m3	0.35	0.40	地覆0.008+上部0.014+ 下部(0.024+0.304)
	コンクリート殻処理	無筋	m3	0.35	0.40	地覆0.008+上部0.015+ 下部(0.024+0.305)
排水装置補修工						
	廃棄物運搬	2t吊2t級 L=9km以下	回	1.0	1.0	
	廃棄物処分	スクラップ ヘビーH2	t	0.12	0.1	
	排水管設置		m	12.34	12	
		φ139.8 厚さ4.5 STK400	kg	186.0	186.0	
	タップボルト	SUS304, M10	本	24	24	
	塗装工	溶融亜鉛めっき費 HDZT77	t	0.2	0.2	
鋼部材再塗装工						
	清掃・水洗い		m2	862.9	863.0	
【参考工法】	素地調整	1種ケレン 循環式エコクリーンブラスト工法	m2	862.9	863.0	
	廃材の回収積込		m2	862.9	863.0	
	鋼材角部曲面仕上げ	R=2mm以上	m	656.4	656.0	
	下塗り	有機ジンクリッチペイント 600g/㎡ 1回	m2	862.9	863.0	
	下塗り	弱溶剤形変形エポキシ樹脂塗料下塗 240g/㎡ 2回	m2	862.9	863.0	
	中塗り	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 170g/㎡ 1回 赤系	m2	862.9	863.0	
	上塗り	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用上塗 140g/㎡ 1回 赤系	m2	862.9	863.0	
	廃棄物運搬	2t吊2t級	t	1.0	1.0	
	廃棄物処分	(株)荒正	t	0.99	1.0	
		産業廃棄物税相当額	t	0.99	1.0	

数 量 総 括 表

上段：当初
下段：変更

工 種	種 別	規 格	単位	計算数量	設計数量	摘 要
高力ボルト取替工						
	高力ボルト取替工	高力ボルト取替工	本	2	2	
		S10T M22×65	組	1	1	
		S10T M22×85	組	1	1	
	ピンテール仕上げ工	ピンテール仕上げ工	本	2	2	
支承補修工						
	支承防錆工（線支承）	ﾌﾞﾗｽﾄ法 防錆材あり 反力1500kN以下 時間的制約無	基	12	12	
	廃材の回収積込		m2	1.8	2.0	
銘板工						
	補修歴版	SUS幅400×高300×厚3mm 取付金具含む	枚	1	1	
仮設工						
橋梁足場工						
	吊足場設置・撤去工	設置する橋梁路面からの足場材の搬入・搬出 TYPE A1	m2	564.0	564.0	吊足場
	床面シート張工	設置する橋梁路面からの足場材の搬入・搬出	m2	564.0	564.0	吊足場用
	枠組み足場設置・撤去工	一般用地内・河川高水敷部等 TYPE G	掛m2	41.0	41.0	枠組み足場
交通管理工						
	交通誘導員	交通誘導員B	式	1	1	
積上げ安全費						
【参考工法】	鉛対策環境対策費	循環式エコクリーンブラスト工法	式	1	1	
【参考工法】	鉛対応安全衛生保護具	循環式エコクリーンブラスト工法	式	1	1	
積上げ技術管理費						
	溶出試験	鉛 産業廃棄物に含まれる 金属等の検定方法	式	1	1	